

伊 勢 市 公 報

第 11 号
平成 18 年 4 月 20 日
木 曜 日

目 次

	頁
岡本町財産区条例	
○ 伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部を改正する条例	4
○ 伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例	6
教育委員会規則	
○ 伊勢市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則	8
公平委員会規則	
○ 伊勢市公平委員会議事規則ほか 10 件の規則の公布について	10
岡本町財産区規則	
○ 伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則の一部を改正する規則	12
○ 伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例施行規則を廃止する規則	14
訓 令	
○ 伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程の一部を改正する規程	16
○ 伊勢市災害対策本部規程の一部を改正する規程	18
教育委員会訓令	
○ 伊勢市立小中学校共同実施組織規程	20
告 示	
○ 農業集落排水事業使用料の収納に関する業務の委託について	28
○ サンライフ伊勢の使用料の収納に関する業務の一部の委託について	30
○ 伊勢市労働福祉会館の使用料の収納に関する業務の一部の委託について	31
○ 伊勢市人事行政の運営等の状況について	32
○ 道路の供用開始について	52
○ 道路の区域変更について	53
○ 道路の供用開始について	54
○ 道路の区域変更について	55
○ 道路の供用開始について	56
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	57
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	58
○ 道路の区域変更について	59
○ 道路の供用開始について	60
○ 平成 18 年度予算及び平成 17 年度補正予算の要領について	61
選挙管理委員会告示	
○ 伊勢市長選挙関係	
・ 郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	182
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	183
○ 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙関係	
・ 選挙人名簿の選挙時登録の登録基準日時を定めることについて	184

・ 候補者届出書等の提出場所について	185
○ 伊勢市長選挙関係	
・ ポスター掲示場の設置について	186
・ 転出による選挙人名簿の抹消について	204
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	205
・ 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数について	206
・ 選挙期日を定めることについて	207
・ 開票事務と選挙会事務の合同について	208
・ 選挙会の日時及び場所について	209
・ 投票所の設置について	210
・ 期日前投票所の設置について	213
・ 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額並びに選挙運動事務員等に対する報酬の最高額について	214
・ 選挙運動費用収支報告書の公表の方法について	216
・ 選挙長の行う告示の方法について	217
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	218
・ 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について	219
・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	222
・ 選挙運動に関する支出金額の制限額について	225
○ 豊浜土地改良区総代選挙関係	
・ 選挙期日等について	226
・ 選挙長の行う告示の方法について	227
・ 候補者届出書等の提出場所について	228
・ 候補者届出書等の様式について	229
・ 投票用紙等に押すべき印について	230
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	231
・ 選挙立会人の選任について	232
・ 投票用紙の様式について	233
伊勢市長選挙選挙長告示	
○ 候補者の届出について	235
豊浜土地改良区総代選挙第 1 選挙区選挙長告示	
○ 候補者の届出について	236
○ 無投票の確定について	237
○ 選挙会の日時及び場所について	238
豊浜土地改良区総代選挙第 2 選挙区選挙長告示	
○ 候補者の届出について	239
○ 無投票の確定について	240
○ 選挙会の日時及び場所について	241
上下水道事業告示	
○ 水道料金等の収納に関する事務の委託について	242
○ 下水道使用料の収納に関する事務の委託について	244
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 18 年度賦課対象区域の決定について	246
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	247
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の給水装置工事事業者の廃止について	248

○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の取消しについて	249
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の給水装置工事事業の廃止について	250
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	251
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の取消しについて	252
○	

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部を改正する条例をここに

公布する。

平成 18 年 4 月 14 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

岡本町財産区条例第 1 号

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部を改正する条例

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例（昭和61年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例をここに

公布する。

平成 18 年 4 月 14 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

岡本町財産区条例第 2 号

伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例の全部を改正する条例

伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例（昭和 44 年条例第 18 号）の全部を次のように改正する。

地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条及び第 70 条の規定に基づき、伊勢市岡本町財産区議会の議員に対する公務上の災害（負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。）又は通勤による災害に対する補償に関しては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 30 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 4 月 3 日

伊勢市教育委員会

委員長 菊 川 厚

伊勢市教育委員会規則第2号

伊勢市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市立幼稚園預かり保育条例施行規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条 預かり保育の預かり保育の承諾を受けた者が辞退するときは、預かり保育辞退届(様式第3号)を園長に提出しなければならない。

(預かり保育料の納期限)

第7条 保育料は、翌月5日までに当月分を納付しなければならない。

第7条の次に次の1条を加える。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月3日から施行する。

伊勢市公平委員会議事規則ほか 10 件の規則をここに公布する。

平成 18 年 4 月 12 日

伊勢市公平委員会委員長 牛 場 ま り 子

- 伊勢市公平委員会規則第 1 号 1 伊勢市公平委員会議事規則
- 伊勢市公平委員会規則第 2 号 伊勢市公平委員会の公開会議等の傍聴に関する規則
- 伊勢市公平委員会規則第 3 号 伊勢市公平委員会処務規則
- 伊勢市公平委員会規則第 4 号 伊勢市公平委員会公印規則
- 伊勢市公平委員会規則第 5 号 勤務条件に関する措置の要求に関する規則
- 伊勢市公平委員会規則第 6 号 不利益処分についての不服申立てに関する規則
- 伊勢市公平委員会規則第 7 号 公平審理の手続等に関する細則
- 伊勢市公平委員会規則第 8 号 伊勢市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則
- 伊勢市公平委員会規則第 9 号 伊勢市管理職員等の範囲に関する規則
- 伊勢市公平委員会規則第 10 号 伊勢市職員団体の登録等に関する規則
- 伊勢市公平委員会規則第 11 号 伊勢市職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則

上記規則の内容は省略し、その関係書類をしばらくの間伊勢市役所総務部総務課に備え置いて閲覧に供します。

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 18 年 4 月 14 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

岡本町財産区規則第 1 号

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則の一部を改正する
規則

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則(昭和 61 年規則第 18 号)
の一部を次のように改正する。

第 15 条を削り、第 16 条を第 15 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例施行規則

を廃止する規則をここに公布する。

平成 18 年 4 月 14 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

岡本町財産区規則第 2 号

伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例施行
規則を廃止する規則

伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害補償等に関する施行規則（昭
和 44 年規則第 26 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程の一部を改正する規程を次のよ
うに定める。

平成 18 年 4 月 7 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市訓令第 3 号

伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程の一部を改正する規程

伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程(平成 17 年伊勢市訓令第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「13 人」を「18 人」に改め、同条第 2 項中第 13 号を第 18 号とし、第 10 号から第 12 号までを 5 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 3 号を加える。

(12) 二見総合支所税務課長

(13) 小俣総合支所税務課長

(14) 御菌総合支所税務課長

第 3 条第 2 項中第 5 号を削り、第 9 号を第 11 号とし、第 6 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 3 号を加える。

(5) 二見総合支所長

(6) 小俣総合支所長

(7) 御菌総合支所長

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

伊勢市災害対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18 年 4 月 14 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市訓令第4号

伊勢市災害対策本部規程の一部を改正する規程

伊勢市災害対策本部規程（平成17年伊勢市訓令第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第3項中「伊勢市理事危機管理担当」を「まちづくり推進部長」に改める。

別表中「伊勢市理事危機管理担当」、「伊勢市理事社会福祉協議会調整担当、」及び「、都市整備部参事」を削り、「都市整備課長」の次に「、都市計画課長」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

伊勢市立小中学校共同実施組織規程を次のように定める。

平成 18 年 4 月 3 日

伊勢市教育委員会

委員長 菊 川 厚

伊勢市教育委員会訓令第1号

伊勢市立小中学校共同実施組織規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第13号。以下「規則」という。)第34条第2項の規定に基づき、共同実施組織の組織、運営及び業務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同実施組織の組織等)

第2条 共同実施組織の組織(以下「グループ」という。)は、教育長が中学校区を基本として、それぞれの小学校及び中学校を、地域の実状に応じて指定するものとし、別表第1のとおりとする。

2 グループの構成員(以下「構成員」という。)は、それぞれの学校の事務職員をもって構成し、グループの運営代表者としてグループリーダー(以下「グループリーダー」という。)をおく。

3 グループリーダーは、規則第33条に規定する主幹(以下「主幹」という。)以上の職にある者の中から教育長が任命するものとする。ただし、主幹以上の職にある者がいない場合は、当該グループの構成員の中から教育長が任命するものとする。

4 共同実施を主体的に行う拠点の学校(以下「拠点校」という。)は、原則としてグループリーダーが所属する学校とする。

5 グループの監督は、拠点校の校長が行うものとする。

(総括リーダー)

第3条 教育長は、各グループの連絡調整のため、総括リーダーをおくことができる。

2 総括リーダーは、規則第33条に規定する総括主幹(以下「総括主幹」という。)以上の職にある者の中から教育長が任命するものとする。

る。ただし、総括主幹以上の職にある者がいない場合は、主幹の中から教育長が任命するものとする。

(共同実施協議会)

第4条 共同実施の円滑な運営を図るため、共同実施協議会(以下「協議会」という。)を設置するものとする。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(グループの運営)

第5条 グループにおいて処理する業務等については、グループリーダーと当該グループ内各校の校長とが連絡及び調整を行い、実施するものとする。

2 グループリーダーは、グループの運営及びその形態について、必要に応じて教育長へ報告しなければならない。

3 グループリーダーは、グループの運営及びその形態について変更を行おうとする場合は、協議会の協議を経なければならない。

(所掌事務)

第6条 グループの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 別表第2に掲げる職務
- (2) 伊勢市教育委員会から委任を受けた業務
- (3) その他グループで行うことが適当と認められる業務

(専決事項)

第7条 教育長は、グループ内各校の校長の権限に属する事務のうち、別表第3に掲げる事務をグループリーダーに専決させることができる。ただし、次に掲げる場合には、専決させることはできない。

- (1) 事案が重要又は異例と認められる場合

(2) 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議を生じる恐れがあると認められる場合

(構成員の身分)

第8条 構成員の本務は、それぞれが所属する学校(以下「本務校」という。)とする。

2 構成員は本務校のほか、グループ内各校の学校事務をグループで総合的に執行するために、共同実施の業務の領域に関しては、兼務をする。

3 前項の兼務の発令は、教育長が三重県教育委員会に申請を行うものとする。

(服務)

第9条 構成員の服務の監督は、本務校で業務に従事する場合は本務校の校長が、拠点校及び兼務校で業務に従事する場合は当該校の校長がそれぞれ行う。

2 グループ内各校の校長は、別に定める共同実施計画等に基づき、所属する事務職員にグループ及び兼務校への出張を命ずるものとする。

(事務処理)

第10条 グループにおける事務処理は、この規定に定めるものを除くほか、関係法令、条例、規則等の定めるところによる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、グループの運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

グループ名	学校名		
第1グループ	有緝小学校 宮山小学校	明倫小学校 倉田山中学校	厚生小学校 厚生中学校
第2グループ	早修小学校 城田小学校 城田中学校	中島小学校 上野小学校 沼木中学校	佐八小学校 宮川中学校
第3グループ	神社小学校 御藪小学校	大湊小学校 港中学校	浜郷小学校 御藪中学校
第4グループ	豊浜東小学校 東大淀小学校 豊浜中学校	豊浜西小学校 小俣小学校 北浜中学校	北浜小学校 明野小学校 小俣中学校
第5グループ	進修小学校 二見小学校 二見中学校	修道小学校 今一色小学校	四郷小学校 五十鈴中学校

別表第2（第6条関係）

標準的職務内容等

(1) 事務職員の役割

区分	職務内容	具体的な事務（例示）
学校 経営	企画運営会議への参画に関する事 こと。	○企画運営委員会への参画 ○職員会議への参画 ○予算委員会への参画
	諸規定の制定に関する事 こと。	○文書規程関係事務 ○経理に関する規定関係事務 ○校内諸規定に係る指導及び助 言
	学校事務全般に関する事 こと。	○学校事務全般に係る指導及び 助言

(2) 事務職員の標準的職務

庶務	文書に関する事 こと。	○文書関係事務 ○学校備付表簿等管理及び保存 事務
	調査統計に関する事 こと。	○学校基本調査関係事務 ○その他調査統計事務
	渉外に関する事 こと。	○官公庁等との渉外関係事務
	庶務に関する事 こと。	○職員等の証明関係事務 ○庶務関係事務
学務	就学援助に関する事 こと。	○就学援助関係事務及び就学奨 励関係事務
	学籍に関する事 こと。	○児童生徒の転入及び転出関係 事務
	教科書に関する事 こと。	○児童生徒の教科書関係事務
	証明に関する事 こと。	○各種証明書等発行関係事務
人事	人事事務に関する事 こと。	○採用、退職及び転出入関係事務 ○勤務記録関係事務 ○その他人事関係事務

	服務事務に関すること。	○出勤簿関係事務 ○その他服務関係事務
給与	給与に関すること。	○給与関係事務 ○年末調整及び県市町村民税関係事務
	旅費に関すること。	○予算管理事務 ○その他旅費関係事務
福利厚生	福利厚生に関すること。	○公立学校共済組合及び互助会関係事務 ○社会保険関係事務 ○公務災害関係事務 ○その他福利厚生関係事務
管財	施設・設備に関すること。	○施設及び設備の維持並びに管理関係事務 ○その他施設及び設備関係事務
	物品に関すること。	○物品の維持及び管理関係事務 ○その他物品関係事務
経理	予算管理に関すること。	○予算の編成、執行及び調整関係事務
	契約執行に関すること。	○物品購入、修繕等関係事務
	決算に関すること。	○公費等決算関係事務
	学校徴収金に関すること。	○計画、執行及び決算関係事務
	補助金・委託料に関すること。	○補助金及び委託料関係事務
監査	監査・検査に関すること。	○監査及び検査関係事務

[注] 区分欄の学校経営とは学校事務職員の役割を示し、区分欄の学校経営以外は主として学校事務職員が統括する範囲を示したものであり、学校事務職員以外の教職員が担当する職務内容を含む。

別表第3（第7条関係）

共同実施組織グループリーダー専決事項	
1	職員の身分及び給与に関する証明
2	職員の扶養親族の認定に関すること。
3	職員の住居手当及び通勤手当の確認及び決定
4	児童及び生徒の身分、通学等に関する証明
5	卒業生の卒業に関する証明
6	公立学校共済組合及び互助会に係る事実の確認、その他の の手續
7	保管年限を経過した文書の廃棄
8	職員の給与等に係る報告
9	旅費に係る支出の依頼の確認及び審査
10	会計経理に係る軽易な報告
11	前各号に掲げるもののほか、所掌事務に係る軽易かつ定 例的な調査報告

伊勢市告示第 28 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、農業集落排水事業使用料の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 4 月 1 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 収納に関する事務の委託をする者

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
大阪府吹田市豊津町 9 番 1 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 4 丁目 26 番 10 号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都江東区塩浜 2 丁目 20 番 1 号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地	ミニストップ株式会社
茨城県土浦市小松 2 丁目 13 番 1 号	株式会社ホットスパコンビニエンスネットワークス
神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
東京都港区六本木 1 丁目 8 番 7 号	株式会社エーエム・ピーエムジャパン
東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	国分グロースーズチェーン株式会社
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地 1	株式会社ポプラ

札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン
愛知県名古屋市中区栄1丁目7番34号	株式会社ココストア
大阪府大阪市北区梅田3丁目2番14号	株式会社ジェイアール西日本デ ィーサービスネット
熊本市流通団地2丁目11番地	株式会社エブリワン
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	株式会社電算システム

2 委託期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

伊勢市告示第 29 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、サンライフ伊勢の使用料の収納に関する業務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 4 月 1 日

伊勢市長職務執行者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 収納に関する業務を委託した者

伊勢市八日市場町 13 番 13 号

社団法人伊勢・鳥羽・度会地域中小企業勤労者福祉サービスセンター
理事長 廣瀬 壽

2 委託期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 8 月 31 日まで

伊勢市告示第 30 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市労働福祉会館の使用料の収納に関する業務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 4 月 1 日

伊勢市長職務執行者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 収納に関する業務を委託した者

伊勢市勢田町 628 番地 3

社団法人伊勢市シルバー人材センター

理事長 廣瀬 壽

2 委託期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 31 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 216 号) 第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

平成 18 年 4 月 5 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」(平成17年条例216号)の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

目次	1
1 職員の任免及び職員数に関する状況	2 ~ 3
(1) 職員採用状況		
(2) 職員退職状況		
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由		
(4) 年齢別職員構成の状況		
(5) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況		
2 職員の給与の状況	4 ~ 16
(1) 人件費の状況		
(2) 職員給与費の状況		
(3) ラスパイレス指数の状況		
(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況		
(5) 職員の初任給の状況		
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況		
(7) 一般行政職の級別職員数の状況		
(8) 昇給期間短縮の状況		
(9) 職員の手当の状況		
(10) 特別職の報酬等の状況		
(11) 公営企業職員の状況		
(I) 水道事業		
(II) 下水道事業		
(III) 病院事業		
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	17
(1) 勤務時間		
(2) 休暇制度		
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	17
(1) 分限処分の状況		
(2) 懲戒処分の状況		
5 職員のサービスの状況	18
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	18
(1) 研修実施状況		
(2) 職員の勤務評定の実施状況		
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	19
(1) 健康に関すること		
(2) その他の福利厚生		
8 公平委員会の報告	19

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用状況（平成17年4月1日採用者数）

区 分	競争試験	選 考	合 計
一般行政など	36	0	36
消 防	4	0	4
合 計	40	0	40

※ 上記職員数は伊勢市・二見町・小俣町・御菌村の旧4市町村（以下旧4市町村）の職員数を合計したものです。

(2) 職員退職状況（平成16年度退職者数）

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	合 計
市町村長部局など	17	33	7	57
教 育	2	10	0	12
合 計	19	43	7	69

※ 上記職員数は旧4市町村の職員数を合計したものです。

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

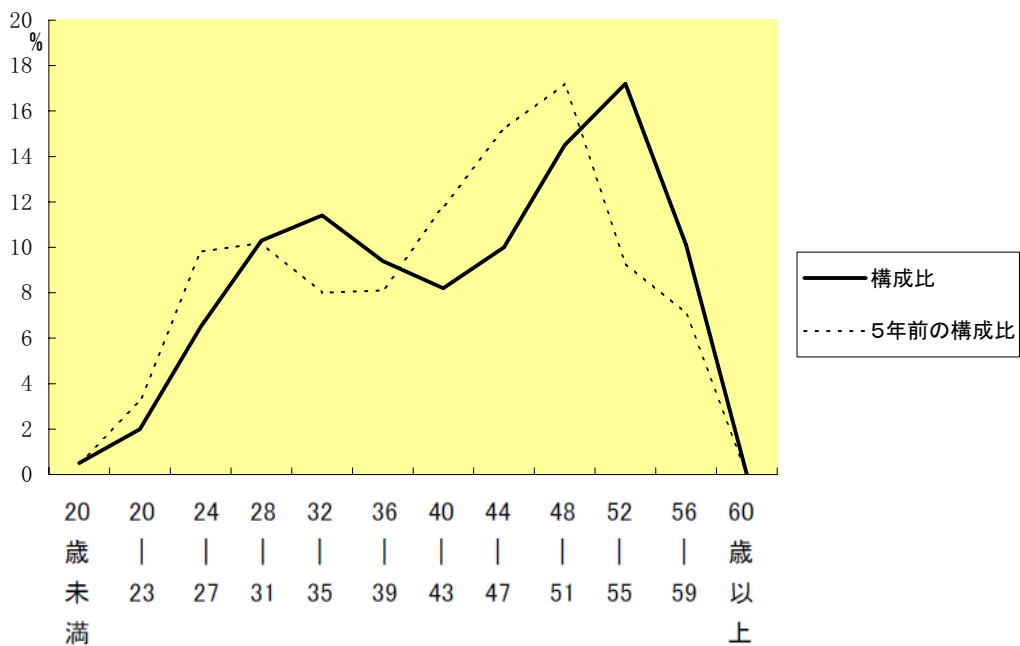
（各年4月1日現在）

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成17年	平成16年		
一 般 行 政 部 門	議 会	14	14	0	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産業の活性化を推進する産業支援センター設立のための準備室を充実 ・平成16年の台風ではんらんした宮川と横輪川の災害復旧体制強化のための対策室を設置 ・業務の見直し、効率化、退職者の補充制限など定員適正化による減
	総務企画	180	188	-8	
	税 務	64	66	-2	
	民 生	254	267	-13	
	衛 生	161	165	-4	
	労 働	3	3	0	
	農林水産	33	34	-1	
	商 工	23	18	5	
土 木	113	112	1		
	小 計	845	867	-22	
特 別 行 政 部 門	教 育	178	176	2	<ul style="list-style-type: none"> ・教育行政の充実を図るために組織を再編 ・消防活動の強化
	消 防	172	171	1	
	小 計	350	347	3	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	391	391	0	<ul style="list-style-type: none"> ・水道部門と下水道部門を統合し、効率化を図った
	水 道	47	54	-7	
	下水ほか	77	80	-3	
	小 計	515	525	-10	
合 計		1,710 [1,955]	1,739 [1,955]	-29 [0]	

（注）1 上記職員数は旧4市町村の一般職の職員数を合計したものです。

2 []内は、条例定数の合計です。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成17年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	4人	48人	171人	208人	210人	144人	164人	166人	216人	217人	160人	2人	1,710人

※ 上記職員数は旧4市町村の職員数を合計したものです。

(5) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

現在策定中です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成16年度一般会計旧4市町村決算）

区分 (旧自治体)	住民基本台帳人口 (平成17年3月31日)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成15年度の人件費率
伊勢市	98,809 人	31,833,115 千円	8,638,856 千円	27.1 %	28.7 %
二見町	9,307 人	3,888,348 千円	821,153 千円	21.1 %	20.9 %
小俣町	18,862 人	5,801,942 千円	872,010 千円	15.0 %	14.8 %
御薮村	8,939 人	2,599,205 千円	671,358 千円	25.8 %	22.8 %

(2) 職員給与費の状況（平成17年度一般会計旧4市町村当初予算）

区分 (旧自治体)	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
伊勢市	905 人	3,725,808 千円	535,253 千円	1,495,665 千円	5,756,726 千円	6,361 千円
二見町	99 人	379,991 千円	46,372 千円	151,807 千円	578,170 千円	5,840 千円
小俣町	111 人	401,906 千円	49,087 千円	161,564 千円	612,557 千円	5,519 千円
御薮村	80 人	299,647 千円	27,277 千円	118,343 千円	445,267 千円	5,566 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

(旧自治体)	平成17年度	平成12年度
伊勢市	99.4	100.6
二見町	93.5	101.4
小俣町	96.4	98.3
御薮村	97.1	100.9
全国市平均	97.6	101.7
類似団体平均	98.8	102.9

※合併後の伊勢市と比較した類似団体の平均です。

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 ラスパイレス指数は、国家公務員と学歴別、経験年数別に比較した数値です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
伊勢市 (H17.11.1)	歳 40.10	円 332,562	円 397,288 円 360,141
国 (H17.4.1)	歳 40.3	円 329,728	円 382,092
類似団体 (H17.4.1)	歳 44.1	円 365,708	円 460,839 円 426,616

※伊勢市は合併後の状況を掲載しています。

参 考 (平成17年4月1日現在の一般行政職の平均年齢、平均給料月額)

区分(旧自治体)	伊勢市	二見町	小俣町	御菌村
平均年齢	40.0	42.1	40.0	40.3
平均給料月額	328,700円	329,200円	320,400円	324,600円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
伊勢市 (H17.11.1)	歳 47.8	円 337,832	円 359,831 円 352,359
うち清掃職員 (H17.11.1)	歳 45.6	円 338,808	円 370,025 円 357,903
うち学校給食調理士 (H17.11.1)	歳 48.6	円 324,385	円 330,574 円 329,915
国 (H17.4.1)	歳 48.1	円 285,008	円 316,350
類似団体 (H17.4.1)	歳 46.8	円 334,256	円 399,317 円 375,701
民間事業者平均 ※(県内市町平均)	歳 (-)	-	円 (313,200円)

※ 民間業者平均については、参考になる資料がないため、県内市町の平均給与月額を掲載しました。

※ 類似団体については、平成17年11月1日合併後の伊勢市と比較した団体の平均を掲載しています。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在(伊勢市は平成17年11月1日現在)における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての手当を含み、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、下段は国家公務員の平均給与月額と同様に、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まずに計算したものです。

(5) 職員の初任給の状況

区 分		伊勢市(平成17年11月1日現在)		国(平成17年4月1日現在)	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	177,400 円	191,400 円	I種 179,800 円 II種 170,700 円	I種 198,600 円 II種 184,400 円
	高校卒	148,500 円	164,000 円	138,800 円	148,500 円
技能労務職	高校卒	148,500 円	164,000 円	—	—
	中学卒	134,400 円	143,300 円	—	—
消 防 職	大学卒	177,400 円	205,700 円	—	—
	高校卒	148,500 円	177,400 円	—	—

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成17年11月1日現在)

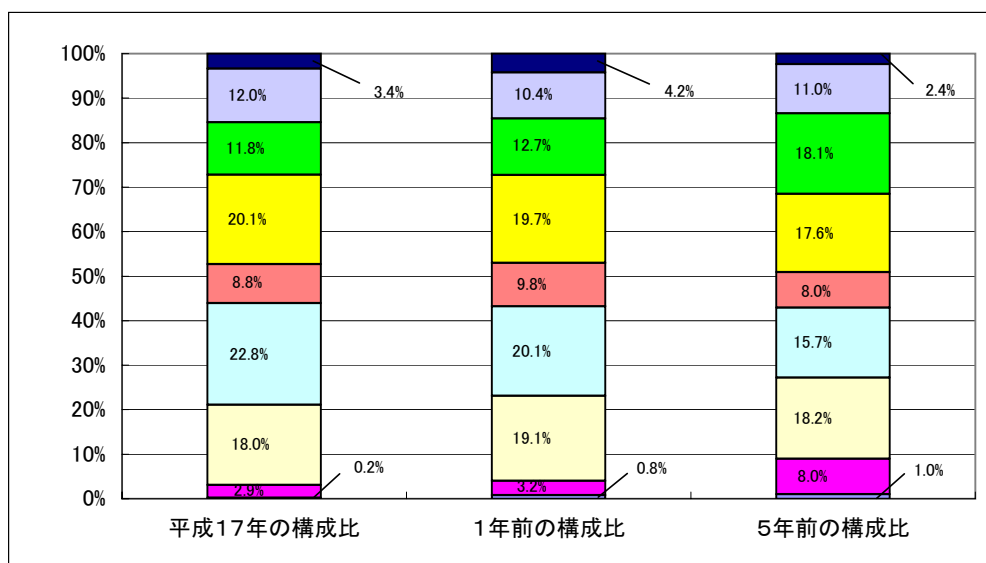
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	280,486 円	326,567 円	379,925 円
	高校卒	227,133 円	299,720 円	348,600 円

※ 上記経験年数は、採用後の経過年数で該当職員の平均給料月額を掲載しています。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成17年11月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	事務員・技術員	1人	0.2%
2 級	事務吏員・技術吏員	16人	2.9%
3 級	事務吏員・技術吏員	100人	18.0%
4 級	主任・事務吏員・技術吏員	127人	22.8%
5 級	係長・主査・主任・事務吏員・技術吏員	49人	8.8%
6 級	課長補佐・主幹・係長・主査・事務吏員	112人	20.1%
7 級	課長・課長補佐・主幹	66人	11.8%
8 級	総合支所長・課長・副参事	67人	12.0%
9 級	理事・部長・次長・参事	19人	3.4%

- (注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



※ 上記のグラフで1年前、5年前については旧4市町村職員の合計で掲載しています。

(8) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
15年度	職 員 数 A	人 1,440
	普通昇給期間(12~24月)を短縮 して昇給した職員数 B	人 51
	比 率 B/A	% 3.5%
16年度	職 員 数 A	人 1,426
	普通昇給期間(12~24月)を短縮 して昇給した職員数 B	人 56
	比 率 B/A	% 3.9%

※ 上記のデータは旧伊勢市の状況を掲載しています。

(9) 職員の手当の状況(一般会計)

① 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市				国			
1人当たり平均支給額(旧伊勢市一般会計16年度) 1,647千円				-			
(平成17年度支給割合)				(平成17年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
6月期	1.40 月分	0.70 月分		6月期	1.40 月分	0.70 月分	
12月期	1.60 月分	0.70 月分		12月期	1.60 月分	0.75 月分	
計	3.00 月分	1.40 月分		計	3.00 月分	1.45 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~20%)			

② 退職手当 (平成17年11月1日現在)

伊 勢 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	32.76 月分	勤続20年	21.00 月分	32.76 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合) 3,339千円 (勸奨・定年) 26,103千円					

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成16年度に退職した旧伊勢市職員(全職種)に支給された退職手当の平均額です。

③特殊勤務手当（平成17年11月1日現在）

支給実績(平成16年度決算)	30,867 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	59,474 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成16年度)	56.2 %		
手当の種類(手当数)	9種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	課税・収税・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉日額400円 その他日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	福祉総務課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
心身障害児通園施設勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境政策・資源循環、二見・小保生活環境課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境政策課・農林課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
危険業務従事手当	工芸指導所・維持管理課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円
変則勤務手当	観光文化会館・生涯学習・スポーツ課・図書館・保育所・幼稚園の職員	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に割り振られた場合	7時30分以前、18時以降出務 日額 300円 6時30分以前、19時以降出務 日額 400円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00～5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
災害時出動手当	全職員	災害時の召集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の召集 日額 1,000円 災害時屋外作業日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円

(注) 1 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

2 特殊勤務手当の実績は、旧伊勢市の一般会計決算額です。

④時間外勤務手当

支給実績(15年度決算)	349,123 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	366 千円
支給実績(16年度決算)	336,000 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	364 千円

※上記決算及び1人あたりの平均支給額は、旧伊勢市の一般会計決算額です。

⑤その他の手当（平成17年11月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)																																			
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,500円 ・配偶者以外の扶養親族(2人目まで)1人 6,000円 ・扶養親族でない配偶者がある場合の1人目の子等 6,500円 ・配偶者のない場合の1人目 11,000円 ・その他 5,000円 ・16～22歳の子、孫に対し 5,000円加算 	同じ		113,392 千円	122,718 円																																			
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ◎借家・借間 ・家賃13,000円未満 支給無し ・13,000円～23,000円未満 支給額(家賃-12,000円) ・23,000円～55,000円未満 支給額(家賃-23,000円)×1/2+11,000円 ・55,000円以上 支給額 27,000円 	同じ		34,558 千円	37,401 円																																			
	<ul style="list-style-type: none"> ◎持家 新築等5年未満 3,000円 新築等5年以上 1,000円 	異なる	国(持家) 新築等5年未満 … 2,500円																																					
通勤手当	公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円)	同じ		55,795 千円	60,384 円																																			
	交通用具(自転車等) 利用者 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>2km未満</td><td>支給無し</td></tr> <tr><td>2～3km未満</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>3～4km未満</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>4～5km未満</td><td>4,300円</td></tr> <tr><td>5～6km未満</td><td>4,600円</td></tr> <tr><td>6～7km未満</td><td>4,900円</td></tr> <tr><td>7～8km未満</td><td>5,200円</td></tr> <tr><td>8～10km未満</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>10～15km未満</td><td>7,000円</td></tr> <tr><td>15～20km未満</td><td>7,900円</td></tr> <tr><td>20～25km未満</td><td>8,800円</td></tr> <tr><td>25～30km未満</td><td>9,700円</td></tr> <tr><td>30～35km未満</td><td>10,600円</td></tr> <tr><td>35～40km未満</td><td>11,500円</td></tr> <tr><td>40～45km未満</td><td>12,400円</td></tr> <tr><td>45～50km未満</td><td>13,300円</td></tr> <tr><td>50～55km未満</td><td>14,200円</td></tr> <tr><td>55～60km未満</td><td>15,100円</td></tr> <tr><td>60km以上</td><td>16,000円</td></tr> </table>	2km未満	支給無し			2～3km未満	2,500円	3～4km未満	3,500円	4～5km未満	4,300円	5～6km未満	4,600円	6～7km未満	4,900円	7～8km未満	5,200円	8～10km未満	5,500円	10～15km未満	7,000円	15～20km未満	7,900円	20～25km未満	8,800円	25～30km未満	9,700円	30～35km未満	10,600円	35～40km未満	11,500円	40～45km未満	12,400円	45～50km未満	13,300円	50～55km未満	14,200円	55～60km未満	15,100円	60km以上
2km未満	支給無し																																							
2～3km未満	2,500円																																							
3～4km未満	3,500円																																							
4～5km未満	4,300円																																							
5～6km未満	4,600円																																							
6～7km未満	4,900円																																							
7～8km未満	5,200円																																							
8～10km未満	5,500円																																							
10～15km未満	7,000円																																							
15～20km未満	7,900円																																							
20～25km未満	8,800円																																							
25～30km未満	9,700円																																							
30～35km未満	10,600円																																							
35～40km未満	11,500円																																							
40～45km未満	12,400円																																							
45～50km未満	13,300円																																							
50～55km未満	14,200円																																							
55～60km未満	15,100円																																							
60km以上	16,000円																																							
休日給	<ul style="list-style-type: none"> ・休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ) ・時間外勤務単価×135/100 	同じ		45,701 千円	265,706 円																																			
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき ・時間外勤務単価×25/100 	同じ		31,074 千円	169,803 円																																			

宿日直手当	宿直・日直を命ぜられたとき ・1回 4,200円 (土曜日等) ・1回 6,300円	同じ		1,505 千円	136,791 円
管理職手当	部長職 給料月額×13/100 課長職 給料月額×10/100	異なる	・給料月額に対する支給割合 ・1種 25/100 ・2種 20/100 ・3種 16/100 ・4種 12/100 ・5種 10/100	51,078 千円	630,594 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が休祝日に勤務を命ぜられたとき (6時間超の場合は150/100を乗じる) ・課長1回 6,000円 ・部長1回 8,000円	異なる	・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,000円 ・4種 6,000円 ・5種 4,000円 (6時間を超えた場合は150/100を乗じる)	3,700 千円	45,679 円

※上記決算及び1人あたりの平均支給額は、旧伊勢市の一般会計の決算額です。

(10)特別職の報酬等の状況 (平成17年11月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	1,013,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,130,000 円 / 677,600 円
	助 役	785,000 円	924,000 円 / 640,000 円
	収 入 役	683,000 円	820,000 円 / 594,200 円
報 酬	議 長	567,000 円	717,800 円 / 463,000 円
	副 議 長	509,000 円	683,900 円 / 420,000 円
	議 員	451,000 円	640,200 円 / 333,200 円
期 末 手 当	市 長	(平成17年度支給割合)	4.4 月分
	助 役		4.4 月分
	収 入 役		4.4 月分
	議 長	(平成17年度支給割合)	3.3 月分
	副 議 長		3.3 月分
	議 員		3.3 月分
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(支給時期)
	助 役	450/100×勤務年数×給料月額	任期毎
	収 入 役	280/100×勤務年数×給料月額	任期毎
		250/100×勤務年数×給料月額	任期毎

(12) 公営企業職員の状況

(I) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算(平成16年度)

区分 (旧)	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 15年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
伊勢市	2,222,301	301,567	421,580	19.0	19.8
二見町	257,853	19,878	29,759	11.5	11.6
小俣町	238,426	60,653	36,221	15.2	16.2

イ 予算(平成17年度)

区分 (旧)	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
伊勢市	46人	202,975千円	30,455千円	82,701千円	316,131千円	6,872千円
二見町	4人	17,413千円	2,211千円	6,998千円	26,622千円	6,656千円
小俣町	3.5人	12,581千円	1,787千円	4,985千円	19,353千円	5,529千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 給与費は各旧自治体の当初予算に計上された額です。
 3 御菌村については公営企業職員の配置がありません。
 4 旧小俣町については1人半期分の支弁職員があります。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成17年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市(旧伊勢市)	46.6 歳	379,555 円	554,271 円
全国市町村平均	44.1 歳	375,763 円	577,861 円

- (注) 1 基本給は、給料月額と扶養手当を合計した額です。
 2 平均月収額は、平成16年度の決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(旧伊勢市水道会計16年度) 1,716千円				1人当たり平均支給額(旧伊勢市一般会計16年度) 1,647千円			
(平成17年度支給割合)				(平成17年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
6月期	1.40 月分	0.70 月分		6月期	1.40 月分	0.70 月分	
12月期	1.60 月分	0.70 月分		12月期	1.60 月分	0.70 月分	
計	3.00 月分	1.40 月分		計	3.00 月分	1.40 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)			

イ 退職手当

伊 勢 市(水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	32.76 月分	勤続20年	21.00 月分	32.76 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
退職者なし			(自己都合) 3,339千円 (勸奨・定年) 26,103千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成16年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額で、旧伊勢市の職員の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当 (平成17年11月1日現在)

支給実績(16年度決算)		1,326 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		35,846 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)		72.5 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円

※ 上記支給実績等については、旧伊勢市水道企業会計の決算額を掲載しています。

エ 時間外勤務手当

支給実績(15年度決算)	15,206 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	317 千円
支給実績(16年度決算)	15,197 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	323 千円

※ 上記支給実績等については、旧伊勢市水道企業会計の決算額を掲載しています。

オ その他の手当 (平成17年11月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			8,224 千円	174,979 円
住居手当	一般会計に同じ			861 千円	18,325 円
通勤手当	一般会計に同じ			3,198 千円	68,049 円
管理職手当	一般会計に同じ			2,411 千円	602,872 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			78 千円	19,500 円

※ 上記支給実績等については、旧伊勢市水道企業会計の決算額を掲載しています。

(II) 下水道事業

※下水道事業の内容については平成17年11月1日から発足したため掲載していません。

※手当等の内容及び支給単価は水道事業の支給条件と同じです。

(III) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 15年度の総費用に占める 職員給与費比率
16年度	千円 7,164,002	千円 91,036	千円 3,780,850	% 52.8	% 52.5

イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	411人	1,665,894千円	699,822千円	686,747千円	3,052,463千円	7,427千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成17年4月1日現在)

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	医 師	40.1 歳	522,154 円	1,210,343 円
	看護師	37.10 歳	315,015 円	502,772 円
	事務職	44.1 歳	383,622 円	594,813 円
全国市町村平均	医 師	42.0 歳	563,267 円	1,257,884 円
	看護師	36.5 歳	296,892 円	480,376 円
	事務職	43.7 歳	358,266 円	554,443 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(病院事業)					伊 勢 市(一般会計)				
1人当たり平均支給額(病院事業会計16年度) 1,660千円					1人当たり平均支給額(旧伊勢市一般会計16年度) 1,647千円				
(平成17年度支給割合)					(平成17年度支給割合)				
期末手当		勤勉手当			期末手当		勤勉手当		
6月期	1.40 月分	0.70 月分	0.70 月分	0.70 月分	6月期	1.40 月分	0.70 月分	0.70 月分	0.70 月分
12月期	1.60 月分	0.70 月分	0.70 月分	0.70 月分	12月期	1.60 月分	0.70 月分	0.70 月分	0.70 月分
計	3.00 月分	1.40 月分	1.40 月分	1.40 月分	計	3.00 月分	1.40 月分	1.40 月分	1.40 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)					(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)				

イ 退職手当

伊 勢 市(病院事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	32.76 月分	勤続20年	21.00 月分	32.76 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給)		
1人当たり平均支給額 (自己都合) 578千円 (勸奨・定年) 25,604千円			1人当たり平均支給額 (自己都合) 3,339千円 (勸奨・定年) 26,103千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成16年度に退職した病院及び旧伊勢市全職種に支給された平均額を掲載しています。

ウ 調整手当

支給実績(平成16年度決算)		32,171 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		584,930 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	10 %	56 人	10 %

※ 上記支給実績等は平成16年度、支給対象等は平成17年度の状況です。

エ 特殊勤務手当 (17年11月1日現在)

支給実績(16年度決算)		235,841 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算、医師・看護師含む)		601,636 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		11種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師診療手当	医師及び歯科医師	副院長	月額 140,000円
		医療部長及び健診センター長	月額 130,000円
		医長	月額 120,000円
		副医長	月額 70,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学調査及び研究に従事する場合で大学卒業後2年を経過した者	月額 180,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、2病棟又は産婦人科外来診療室に勤務する助産師及び人工透析室又は手術室に勤務する看護師又は准看護師	臨床検査、手術、人工透析業務等に従事した場合	日額 400円
	看護補助者並びに健診センター室及び事務部に勤務する職員	看護補助、健診センター、事務部業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師及び放射線技師	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1体につき 1,500円
夜間看護手当	看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(深夜22:00~5:00)	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 1,600円 深夜の勤務時間が2時間以上 勤務1回 2,200円
待機手当	医師、医療技術者、看護師	救急患者等に対処するため、自宅待機をした場合	待機の時間が8時間未満 待機1回 600円 待機の時間が8時間以上 待機1回 1,200円
変則勤務手当	健診センター職員	人間ドック等に従事する職員で土曜日に当該業務に従事した場合	日額 300円
	手術室又は栄養管理課に勤務する職員	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当したとき	

オ 時間外勤務手当

支給実績(15年度決算)	256,193 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	685 千円
支給実績(16年度決算)	233,553 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	596 千円

カ その他の手当（平成17年11月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			27,161 千円	69,287 円
住居手当	一般会計に同じ			24,626 千円	62,822 円
通勤手当	一般会計に同じ			24,608 千円	62,776 円
管理職手当	一般会計に同じ (ただし副院長は 給料月額×25/100)			13,446 千円	1,120,538 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ (ただし健診センターは 1勤務 10,000円)			322 千円	26,833 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			30,211 千円	131,353 円
宿日直手当	医 師 1回 19,700円 その他 1回 5,900円	同じ		16,258 千円	41,473 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週40時間勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）あたり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給で与えられます。
- ③特別休暇：特定の事由がある場合に有給で与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給で与えられます。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成16年度）

区 分	免 職	降 任	休 職	合 計
市町村長部局など	0	1	7	8
教 育	0	0	0	0
合 計	0	1	7	8

※ 上記職員数は、旧4市町村の職員数を合計したものです。

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことが出来ない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

(2) 懲戒処分の状況（平成16年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市町村長部局など	1	0	0	2	3
教 育	0	0	0	0	0
合 計	1	0	0	2	3

※ 上記職員数は、旧4市町村の職員数を合計したものです。

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

5 職員の服務の状況

服務に関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修実施状況（平成16年度）

①市実施研修状況

研 修 名	受講者数	実施日数
新規採用職員研修	17	4
ゴミ収集車体験乗車研修	17	1
ポルトガル語語学研修	12	3
業務員研修	101	1
同和問題研修	49	1
部落解放研究第38回全国集会	178	1
セクハラ防止職員研修	72	2
人権セミナー	20	4
議会常任委員会同行研修	3	3
中堅職員研修	57	1
人事考課制度研修	530	13
政策法務研修	28	2
一般職員研修	419	1
計	1,503	

※ 上記受講者数は旧伊勢市のものです。

②派遣研修

派 遣 先	派遣人数
三重県自治会館組合	100
市町村アカデミー	7
国際文化アカデミー	7
行政管理講座	11
その他研修	54
合 計	179

※ 上記派遣人数は旧伊勢市のものです。

(2) 職員の勤務評定の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断、メンタルヘルス等の安全衛生研修を実施しています。

(2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

8 公平委員会の報告

公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

- ①職員は給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。
- ②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

公平委員会の業務の状況（平成16年度実績）

業務の種類別	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

※上記件数は旧4市町村の件数を掲載しています。

伊勢市告示第 32 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 18 年 4 月 6 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
竹ヶ鼻小木 1 号線	伊勢市竹ヶ鼻町字西ノ口 101 番 2 地先から 伊勢市竹ヶ鼻町字西ノ口 101 番 2 地先まで
竹ヶ鼻 4 号線	伊勢市竹ヶ鼻町字河原 305 番 1 地先から 伊勢市竹ヶ鼻町字西ノ口 101 番 5 地先まで

供用開始の期日 平成 18 年 4 月 6 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 33 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 18 年 4 月 6 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	森磯西線	磯町字相合端 1806 番 2 から 磯町字釘貫 1092 番 1 まで	旧	5.0～ 8.3	104.7
			新	9.7～13.0	105.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 34 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 18 年 4 月 6 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
森磯西線	磯町字相合端 1806 番 2 から 磯町字釘貫 1092 番 1 まで

供用開始の期日 平成 18 年 4 月 6 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 35 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 18 年 4 月 6 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	船江小木線	船江 3 丁目 1506 番 2 地先から 船江 3 丁目 1980 番 2 地先まで	旧	4.0～6.0	27.0
			新	2.0～3.0	43.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 36 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 18 年 4 月 6 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
船江小木線	船江 3 丁目 1506 番 2 地先から 船江 3 丁目 1980 番 2 地先まで

供用開始の期日 平成 18 年 4 月 6 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 37 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
村松町会から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10 項の規定
により告示します。

平成 18 年 4 月 12 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 代表者の氏名及び住所

変更前 中 村 三 郎

伊勢市村松町 3842 番地 11

変更後 三 宅 義 照

伊勢市村松町 20 番地 12

伊勢市告示第 38 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
下野町自治区から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10 項の
規定により告示します。

平成 18 年 4 月 12 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 代表者の氏名及び住所

変更前 定 浪 利 久

伊勢市下野町 654 番地 151

変更後 富 安 利 治

伊勢市下野町 722 番地

伊勢市告示第 39 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 18 年 4 月 14 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	西豊浜 明野線	西豊浜町字コハゲ 359 番 1 地先から 西豊浜町字コハゲ 364 番地先まで	旧	10.32～11.80	90.3
			新	10.32～20.60	90.3

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 40 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 18 年 4 月 14 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
西豊浜明野線	西豊浜町字コハゲ 359 番 1 地先から 西豊浜町字コハゲ 364 番地先まで

供用開始の期日 平成 18 年 4 月 14 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 41 号

平成 18 年 3 月 25 日及び平成 18 年 3 月 30 日開議の市議会定例会で議決
を経た平成 18 年度予算及び平成 17 年度補正予算の要領は、次のとおりで
す。

平成 17 年 4 月 14 日

伊勢市長職務執行者

伊勢市助役 阿 形 次 基

平成18年度 伊勢市一般会計予算

平成18年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 37,481,190千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		14,800,000
	1 市民税	6,350,375
	2 固定資産税	6,485,824
	3 軽自動車税	225,000
	4 市たばこ税	770,000
	5 特別土地保有税	1
	6 入湯税	1,800
	7 都市計画税	967,000
2 地方譲与税		1,315,000
	1 所得譲与税	915,000
	2 自動車重量譲与税	300,000
3 利子割交付金		52,000
	1 利子割交付金	52,000
4 配当割交付金		16,000
	1 配当割交付金	16,000

款	項	金額
5 株式等譲渡所得割交付金		50,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	50,000
6 地方消費税交付金		1,220,000
	1 地方消費税交付金	1,220,000
7 ゴルフ場利用税交付金		15,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	15,000
8 自動車取得税交付金		290,000
	1 自動車取得税交付金	290,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		44,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	44,000
10 地方特例交付金		480,000
	1 地方特例交付金	480,000
11 地方交付税		8,410,000
	1 地方交付税	8,410,000
12 交通安全対策特別交付金		21,000
	1 交通安全対策特別交付金	21,000
13 分担金及び負担金		885,326

	1 負担金	885,326
14 使用料及び手数料		395,755
	1 使用料	328,736
	2 手数料	67,019
15 国庫支出金		4,027,516
	1 国庫負担金	2,779,402
	2 国庫補助金	1,210,130
	3 委託金	37,984
16 県支出金		1,402,671
	1 県負担金	707,838
	2 県補助金	495,482
	3 委託金	199,351
17 財産収入		19,477
	1 財産運用収入	18,654
	2 財産売払収入	823
18 寄附金		25,101
	1 寄附金	25,101
19 繰入金		291,067
	1 基金繰入金	290,194

款	項	金額
	2 特別会計繰入金	873
20 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
21 諸収入		733,877
	1 延滞金、加算金及び過料	5,000
	2 市預金利子	100
	3 貸付金元利収入	97,080
	4 受託事業収入	416
	5 雑入	631,281
22 市債		2,937,400
	1 市債	2,937,400
歳 入	合 計	37,481,190

歳出 (単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		368,316
	1 議会費	368,316
2 総務費		4,062,954
	1 総務管理費	3,152,418
	2 地域振興費	38,813
	3 徴税費	500,392
	4 戸籍住民基本台帳費	202,494
	5 選挙費	109,093
	6 統計調査費	28,010
	7 監査委員費	31,734
3 民生費		12,454,510
	1 社会福祉費	2,899,732
	2 老人福祉費	2,634,060
	3 児童福祉費	4,629,835
	4 生活保護費	2,186,118
	5 人権政策費	86,928
	6 国民年金事務費	17,837

款	項	金額
4 衛生費		4,384,811
	1 保健衛生費	2,274,236
	2 清掃費	2,110,575
5 労働費		173,744
	1 労働諸費	173,744
6 農林水産業費		475,212
	1 農業費	417,559
	2 林業費	13,749
	3 水産業費	43,904
7 商工費		113,586
	1 商工費	113,586
8 観光費		253,824
	1 観光費	253,824
9 土木費		3,880,483
	1 土木管理費	209,230
	2 道路橋梁費	1,069,831
	3 河川費	297,497

	4 港湾海岸費	7,686
	5 都市計画費	2,062,936
	6 住宅費	233,303
10 消防費		1,908,409
	1 消防費	1,908,409
11 教育費		4,309,952
	1 教育総務費	705,134
	2 小学校費	1,511,672
	3 中学校費	543,421
	4 幼稚園費	218,367
	5 社会教育費	516,254
	6 保健体育費	815,104
12 災害復旧費		39
	1 農林水産業施設災害復旧費	9
	2 公共土木施設災害復旧費	18
	3 文教施設災害復旧費	9
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3
13 公債費		5,045,348
	1 公債費	5,045,348

款	項	金額
14 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
15 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳	出	合
		計
		37,481,190

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
伊勢市土地開発公社の事業運営資金に対する損失補償	自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日	2,000,000 千円 伊勢市土地開発公社が、その事業運営資金として借入れた元金及び年5.0%以内の利子の額

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
臨時地方道整備事業債	千円 82,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
地方特定道路整備事業債	90,000			
準用河川改修事業債	31,500			
防衛施設周辺整備事業債	12,800			
まちづくり交付金事業債	17,900			
市町村合併特例事業債	545,300			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街なみ環境整備事業債	千円 23,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び公 営企業金融公庫資金につい て、利率の見直しを行った 後においては当該見直し後 の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資 金についてはその融通条件により、銀 行その他の場合にはその債権者との協 定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換えすることができ る。
公営住宅建設事業債	27,300			
消防施設整備事業債	13,100			
学校校舎改築事業債	305,300			
地域再生事業債	43,900			
減税補てん債	164,000			
臨時財政対策債	1,581,000			
計	2,937,400			

平成18年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

平成18年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,428,709千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 国民健康保険料		4,392,363
	1 国民健康保険料	4,392,363
2 国民健康保険税		18,015
	1 国民健康保険税	18,015
3 国庫支出金		3,077,080
	1 国庫負担金	2,427,879
	2 国庫補助金	649,201
4 療養給付費等交付金		2,454,501
	1 療養給付費等交付金	2,454,501
5 県支出金		480,268
	1 県負担金	47,468
	2 県補助金	432,800
6 共同事業交付金		100,000
	1 共同事業交付金	100,000
7 財産収入		57
	1 財産運用収入	57

8 繰入金		893,644
	1 他会計繰入金	674,189
	2 基金繰入金	219,455
9 諸収入		12,780
	1 延滞金、加算金及び過料	3,150
	2 預金利子	10
	3 雑入	9,620
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		11,428,709

歳出 (単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		255,582
	1 総務管理費	225,901
	2 賦課徴収費	27,804
	3 運営協議会費	686
	4 趣旨普及費	1,191
2 保険給付費		8,188,650
	1 療養諸費	7,426,013
	2 高額療養費	656,123
	3 移送費	3,014
	4 出産育児諸費	51,000
	5 葬祭諸費	52,500
3 老人保健拠出金		1,846,781
	1 老人保健拠出金	1,846,781
4 介護納付金		742,718
	1 介護納付金	742,718
5 共同事業拠出金		189,913
	1 共同事業拠出金	189,913

6 保健事業費		52,693
	1 保健事業費	52,693
7 公債費		327
	1 公債費	327
8 諸支出金		14,858
	1 償還金及び還付加算金	14,801
	2 基金積立金	57
9 予備費		137,187
	1 予備費	137,187
歳 出 合 計		11,428,709

平成18年度 伊勢市老人保健医療特別会計予算

平成18年度 伊勢市の老人保健医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,293,849千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 支払基金交付金		6,097,874
	1 支払基金交付金	6,097,874
2 国庫支出金		3,424,795
	1 国庫負担金	3,418,971
	2 国庫補助金	5,824
3 県支出金		854,743
	1 県負担金	854,743
4 繰入金		916,421
	1 一般会計繰入金	916,421
5 諸収入		6
	1 延滞金及び加算金	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	3
6 繰越金		10
	1 繰越金	10
歳入	合計	11,293,849

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 総務費		65,509
	1 総務管理費	65,509
2 医療諸費		11,226,329
	1 医療諸費	11,226,329
3 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
4 諸支出金		11
	1 償還金	11
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		11,293,849

平成18年度 伊勢市介護保険特別会計予算

平成18年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,262,780千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 62,758千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 保険事業勘定の地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定で600,000千円、介護サービス事業勘定で10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算 保険事業勘定

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 保険料		1,415,708
	1 介護保険料	1,415,708
2 国庫支出金		1,907,348
	1 国庫負担金	1,387,671
	2 国庫補助金	519,677
3 支払基金交付金		2,425,362
	1 支払基金交付金	2,425,362
4 県支出金		1,180,726
	1 県負担金	1,152,723
	2 県補助金	28,003
5 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
6 繰入金		1,283,621
	1 一般会計繰入金	1,277,395
	2 基金繰入金	6,226
7 繰越金		1

	1 繰越金	1
8 諸収入		4
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	2
9 市債		50,000
	1 財政安定化基金貸付金	50,000
歳 入	合 計	8,262,780

歳出 (単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		271,320
	1 総務管理費	131,848
	2 徴収費	23,931
	3 介護認定諸費	115,541
2 保険給付費		7,816,600
	1 介護サービス等諸費	7,816,600
3 財政安定化基金拠出金		7,996
	1 財政安定化基金拠出金	7,996
4 地域支援事業費		141,021
	1 地域支援事業費	141,021
5 基金積立金		10
	1 基金積立金	10
6 公債費		23,932
	1 公債費	23,932
7 諸支出金		901
	1 償還金及び還付加算金	901
8 予備費		1,000

	1 予備費	1,000
歳	出	合
	計	8,262,780

第2表 地 方 債 保 険 事 業 勘 定

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金貸付金	千円 50,000	証書借入	無利子	三重県介護保険財政安定化基金 条例第8条第1項の規定による

第1表 歳入歳出予算 介護サービス事業勘定

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 サービス費収入		60,756
	1 介護予防給付費収入	60,756
2 繰入金		2,002
	1 一般会計繰入金	2,002
歳入	合計	62,758

歳 出		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 事業費			62,648
	1 介護予防サービス事業費		62,648
2 公債費			10
	1 公債費		10
3 予備費			100
	1 予備費		100
歳 出 合 計			62,758

平成18年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成18年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 47,854千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 事業収入			19,348
	1 事業収入		19,348
2 県支出金			3,266
	1 県補助金		3,266
3 繰入金			25,139
	1 一般会計繰入金		25,139
4 諸収入			1
	1 雑入		1
5 繰越金			100
	1 繰越金		100
歳 入 合 計			47,854

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 総務費		2,881
	1 総務管理費	2,881
2 公債費		44,973
	1 公債費	44,973
歳 出 合 計		47,854

平成18年度 伊勢市福祉資金貸付事業特別会計予算

平成18年度 伊勢市の福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 944千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 事業収入		843
	1 事業収入	843
2 諸収入		1
	1 雑入	1
3 繰越金		100
	1 繰越金	100
歳入合計		944

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 総務費		944
	1 総務管理費	944
歳 出 合 計		944

平成18年度 伊勢市まちなみ保全事業特別会計予算

平成18年度 伊勢市のまちなみ保全事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70,693千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 財産収入			103
	1 財産運用収入		103
2 繰入金			60,207
	1 基金繰入金		60,207
3 諸収入			10,382
	1 貸付金元利収入		10,381
	2 雑入		1
4 繰越金			1
	1 繰越金		1
歳 入 合 計			70,693

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 総務費		10,693
	1 総務管理費	10,693
2 事業費		60,000
	1 事業費	60,000
歳 出 合 計		70,693

平成18年度 伊勢市農業集落排水事業特別会計予算

平成18年度 伊勢市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70,166千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		150
	1 分担金	150
2 使用料及び手数料		22,524
	1 使用料	22,524
3 繰入金		47,492
	1 他会計繰入金	47,492
歳入	合計	70,166

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 農業集落排水事業費		41,689
	1 総務費	6,086
	2 維持管理費	35,603
2 公債費		28,477
	1 公債費	28,477
歳 出 合 計		70,166

平成18年度 伊勢市離宮の湯特別会計予算

平成18年度 伊勢市の離宮の湯特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,242千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 使用料及び手数料		12,819
	1 使用料	12,819
2 財産収入		187
	1 財産売払収入	187
3 繰入金		11,898
	1 他会計繰入金	11,898
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		337
	1 雑入	337
歳入合計		25,242

歳出		(単位 千円)
款	項	金額
1 総務費		25,241
	1 総務管理費	25,241
2 諸支出金		1
	1 償還金	1
歳出合計		25,242

平成18年度 伊勢市土地取得特別会計予算

平成18年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 199,426千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 財産収入			401
	1 財産運用収入		400
	2 財産売却収入		1
2 繰入金			199,023
	1 基金繰入金		199,023
3 諸収入			1
	1 雑入		1
4 繰越金			1
	1 繰越金		1
歳 入 合 計			199,426

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 用地取得事業費		199,426
	1 管理費	401
	2 事業費	199,025
歳 出 合 計		199,426

平成18年度伊勢市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	419 床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 136,145 人
	外 来 262,150 人
	健診・ドック 12,179 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 373 人
	外 来 1,070 人
	健診・ドック 41 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

収 入	予 定 額
款 項	
第1款 病 院 事 業 収 益	7,733,652
第1項 医 業 収 益	7,084,527
第2項 健 診 収 益	254,713
第3項 医 業 外 収 益	394,312
第4項 特 別 利 益	100

(単位：千円)

支		出
款	項	予 定 額
第1款	病院事業費用	7,697,137
第1項	医療費用	7,175,530
第2項	健診費用	157,124
第3項	医療外費用	363,383
第4項	特別損失	100
第5項	予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額341,949千円は、一時借入金で措置するものとする。)

(単位：千円)

収		入
款	項	予 定 額
第1款	資本的収入	100,000
第1項	負担金	100,000

(単位：千円)

支		出
款	項	予 定 額
第1款	資本的支出	441,949
第1項	建設改良費	100,000
第2項	企業債償還金	341,949

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(単位：千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	3,968,124
(2) 交 際 費	1,000

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。(単位：千円)

項 目	予 定 額
(1) 病 院 群 輪 番 制 病 院 運 営 費 補 助 金	9,377

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産購入限度額は、1,937,282千円と定める。

平成18年度 伊勢市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 給 水 戸 数	53,680 戸
(2) 総 給 水 量	18,983 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	52,009 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 工 事 の 概 要	(単位 千円)
ア 原 水 施 設 更 新 事 業	71,198
イ 配 水 管 新 設 及 び 改 良 工 事	833,970
ウ 老 朽 管 更 新 事 業	152,960

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款 項	収 入 予 定 額
第1款 水 道 事 業 収 益	3,153,507
第1項 営 業 収 益	3,080,168
第2項 営 業 外 収 益	71,537
第3項 簡 易 水 道 収 益	1,801
第4項 特 別 利 益	1

(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	水 道 事 業 費 用	2, 8 9 7, 6 5 0
第 1 項	営 業 費 用	2, 5 0 5, 3 2 0
第 2 項	営 業 外 費 用	3 7 4, 9 9 1
第 3 項	簡 易 水 道 費 用	5, 3 3 9
第 4 項	予 備 費	1 2, 0 0 0

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1, 3 3 1, 0 0 7千円は、過年度分損益勘定留保資金等1, 3 3 1, 0 0 7千円で補填するものとする。)

(単位 千円)

収		入
款	項	予 定 額
第 1 款	資 本 的 収 入	2 6 7, 5 3 0
第 1 項	負 担 金	2 6 7, 5 3 0

(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	資 本 的 支 出	1, 5 9 8, 5 3 7
第 1 項	建 設 改 良 費	1, 0 8 1, 7 1 4
第 2 項	償 還 金	5 1 6, 8 2 3

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 簡易水道費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	428,908
(2) 交 際 費	10

(他会計からの補助金)

第8条 水道料金軽減措置等のため、一般会計から繰入れを受ける金額は、41,506千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、40,000千円と定める。

平成18年度 伊勢市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度伊勢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 排 水 戸 数	7,761 戸
(2) 総 排 水 量	2,098 千m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	5,966 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 工 事 の 概 要	(単位 千円)
ア 汚水管渠敷設工事	3,402,795
イ 処理場整備工事	23,622
ウ 雨水管渠敷設工事	196,749
エ ポンプ場築造工事	1,416,163

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

収 入	予 定 額
第1款 下水道事業収益	1,682,056
第1項 営業収益	406,226
第2項 営業外収益	1,275,829
第3項 特別利益	1

(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	下水道事業費用	1,569,734
第 1 項	営業費用	1,048,620
第 2 項	営業外費用	516,613
第 3 項	特別損失	1
第 4 項	予備費	4,500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額167,271千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

(単位 千円)

収		入
款	項	予 定 額
第 1 款	資本的収入	6,263,895
第 1 項	企業債	3,189,400
第 2 項	負担金	1,065,074
第 3 項	国庫補助金	2,009,421

(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	資本的支出	6,431,166
第 1 項	建設改良費	5,910,966
第 2 項	企業債償還金	520,000
第 3 項	受益者負担金返還金	200

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成18年度水洗便所等改造資金融資あっせんに伴う利子補給金	自 平成19年度 至 平成23年度	1,809千円
馬瀬第1ポンプ場機械電気設備工事	平成19年度	809,400千円
小林ポンプ場機械・電気設備工事	平成19年度	945,104千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域関連公共下水道事業債	2,381,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業債	774,800			
公共下水道事業債	14,500			
特定環境保全公共下水道事業債	19,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	312,220

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計から繰入れを受ける金額は、700,000千円である。

平成18年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

入居居室数 9室

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款	グループホーム事業収益	36,282千円
第1項	営業収益	36,281千円
第2項	営業外収益	1千円

支出

第1款	グループホーム事業費用	38,670千円
第1項	営業費用	38,514千円
第2項	営業外費用	151千円
第3項	予備費	5千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,773千円は、繰越資金239千円及び利益剰余金1,534千円で補てんする。)

収 入

第1款 資本的収入 0千円

支 出

第1款 資本的支出 1,773千円

第1項 企業債償還金 1,773千円

(一時借入金)

第5条 借入金の限度額は、7,000千円と定める。

平成17年度 伊勢市一般会計補正予算（第1号）

平成17年度 伊勢市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ365,344千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,683,031千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		5,766,844	280,000	6,046,844
	1 市民税	2,419,535	230,000	2,649,535
	2 固定資産税	2,588,577	43,000	2,631,577
	7 都市計画税	428,520	7,000	435,520
2 地方譲与税		551,042	15,469	535,573
	1 所得譲与税	254,811	15,469	239,342
6 地方消費税交付金		574,867	90,000	484,867
	1 地方消費税交付金	574,867	90,000	484,867
10 地方交付税		3,218,604	83,164	3,135,440
	1 地方交付税	3,218,604	83,164	3,135,440
11 交通安全対策特別交付金		9,238	1,112	10,350
	1 交通安全対策特別交付金	9,238	1,112	10,350
12 分担金及び負担金		393,743	8,356	402,099
	1 負担金	393,743	8,356	402,099
13 使用料及び手数料		155,291	9,955	145,336
	1 使用料	128,636	9,073	119,563

	2 手数料	26,655	882	25,773
14 国庫支出金		3,144,577	80,580	3,063,997
	1 国庫負担金	1,486,477	76,650	1,409,827
	2 国庫補助金	1,643,125	2,361	1,640,764
	3 委託金	14,975	1,569	13,406
15 県支出金		1,549,524	1,244	1,550,768
	1 県負担金	497,998	11,710	509,708
	2 県補助金	881,581	9,965	871,616
	3 委託金	169,945	501	169,444
16 財産収入		11,505	1,004	10,501
	1 財産運用収入	10,062	3,065	6,997
	2 財産売却収入	1,443	2,061	3,504
17 寄附金		25,976	37	26,013
	1 寄附金	25,976	37	26,013
18 繰入金		576,175	290,826	285,349
	1 基金繰入金	575,337	290,702	284,635
	2 特別会計繰入金	838	124	714
19 諸収入		2,633,966	65,395	2,568,571
	2 市預金利子	52	51	1

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 貸付金元利収入	113,720	4,751	108,969
	4 受託事業収入	10,202	7	10,209
	5 雑入	2,506,780	60,600	2,446,180
20 市債		4,144,400	19,700	4,124,700
	1 市債	4,144,400	19,700	4,124,700
歳入	合計	23,048,375	365,344	22,683,031

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		130,197	3,206	126,991
	1 議会費	130,197	3,206	126,991
2 総務費		3,834,284	275,306	4,109,590
	1 総務管理費	3,061,548	334,099	3,395,647
	2 地域振興費	180,014	2,149	177,865
	3 徴税費	251,531	8,524	243,007
	4 戸籍住民基本台帳費	119,004	2,636	116,368
	5 選挙費	143,402	41,426	101,976
	6 統計調査費	65,250	3,286	61,964
	7 監査委員費	13,535	772	12,763
3 民生費		5,362,352	109,326	5,253,026
	1 社会福祉費	1,193,617	19,164	1,212,781
	2 老人福祉費	1,316,168	7,048	1,309,120
	3 児童福祉費	1,919,204	120,321	1,798,883
	4 生活保護費	886,263	113	886,150
	5 人権政策費	39,237	1,040	38,197
	6 国民年金事務費	7,863	32	7,895

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		2,397,336	59,218	2,338,118
	1 保健衛生費	1,474,860	45,398	1,429,462
	2 清掃費	922,476	13,820	908,656
5 労働費		48,456	2,676	45,780
	1 労働諸費	48,456	2,676	45,780
6 農林水産業費		748,994	39,280	709,714
	1 農業費	548,968	31,268	517,700
	2 林業費	67,261	4,173	63,088
	3 水産業費	132,765	3,839	128,926
7 商工費		89,020	5,052	83,968
	1 商工費	89,020	5,052	83,968
8 観光費		72,398	1,364	73,762
	1 観光費	72,398	1,364	73,762
9 土木費		3,714,002	268,892	3,445,110
	1 土木管理費	101,822	5,010	96,812
	2 道路橋梁費	1,458,911	181,289	1,277,622
	3 河川費	773,737	44,407	729,330

	4 港湾海岸費	8,070	781	7,289
	5 都市計画費	1,167,792	34,395	1,133,397
	6 住宅費	203,670	3,010	200,660
10 消防費		1,208,758	86,108	1,122,650
	1 消防費	1,208,758	86,108	1,122,650
11 教育費		2,718,985	87,912	2,631,073
	1 教育総務費	362,435	117,670	480,105
	2 小学校費	825,539	125,327	700,212
	3 中学校費	690,012	40,966	649,046
	4 幼稚園費	97,839	5,849	91,990
	5 社会教育費	374,378	25,850	348,528
	6 保健体育費	368,782	7,590	361,192
12 災害復旧費		5,037	291	4,746
	2 公共土木施設災害復旧費	5,016	291	4,725
13 公債費		2,673,628	19,947	2,693,575
	1 公債費	2,673,628	19,947	2,693,575
歳 出 合 計		23,048,375	365,344	22,683,031

第 2 表 継 続 費 補 正
変 更

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
4 衛生費	2 清掃費	廃棄物投棄場管理一般事業 (廃棄物投棄場ごみ分別処理事業)	千円 73,770	平成 17 年度	千円 13,770	千円 0	平成 17 年度	千円 0
				平成 18 年度	15,000		平成 18 年度	0
				平成 19 年度	15,000		平成 19 年度	0
				平成 20 年度	15,000		平成 20 年度	0
				平成 21 年度	15,000		平成 21 年度	0
9 土木費	2 道路橋梁費	小俣1号線整備事業	82,735	平成 17 年度	28,702	82,080	平成 17 年度	28,047
				平成 18 年度	54,033		平成 18 年度	54,033
		小俣 20 号線整備事業	358,767	平成 17 年度	58,757	0	平成 17 年度	0
				平成 18 年度	100,010		平成 18 年度	0
				平成 19 年度	200,000		平成 19 年度	0
		道路改良事業 (小俣 11 号線道路改良事業)	50,168	平成 17 年度	30,168	53,132	平成 17 年度	30,168
				平成 18 年度	20,000		平成 18 年度	22,964

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
9 土木費	2 道路橋梁費	本町周辺道路整備事業	156,757 千円	平成 17 年度	6,757 千円	0	平成 17 年度	0 千円
				平成 18 年度	150,000		平成 18 年度	0
	3 河川費	排水施設整備事業 (湯田地内幹線排水路 設置事業)	64,263	平成 17 年度	24,263	0	平成 17 年度	0
				平成 18 年度	40,000		平成 18 年度	0
	5 都市計画費	都市計画道路整備事業	793,936	平成 17 年度	89,459	0	平成 17 年度	0
				平成 18 年度	203,147		平成 18 年度	0
				平成 19 年度	203,110		平成 19 年度	0
				平成 20 年度	203,110		平成 20 年度	0
				平成 21 年度	95,110		平成 21 年度	0
		野村公園整備事業	67,014	平成 17 年度	14,539	64,287	平成 17 年度	12,824
				平成 18 年度	52,475		平成 18 年度	51,463
	6 住宅費	二俣団地市営住宅 改築事業(第二期)	156,013	平成 17 年度	92,069	155,045	平成 17 年度	92,069
				平成 18 年度	63,944		平成 18 年度	62,976

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額 千円	年度	年割額 千円	総額 千円	年度	年割額 千円
11 教育費	2 小学校費	有緝小学校校舎 改築事業	1,187,159	平成17年度	471,126	1,068,676	平成17年度	399,803
				平成18年度	716,033		平成18年度	668,873
	3 中学校費	中学校整備事業 (小俣中学校運動場拡張 整備事業)	204,732	平成17年度	71,285	0	平成17年度	0
				平成18年度	133,447		平成18年度	0

第3表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎等整備経費	6,867 ^{千円}
		大湊地区コミュニティセンター新築事業	31,404
		指定ごみ袋統一経費	12,031
3 民生費	2 老人福祉費	老人福祉施設等建設補助金	23,612
	3 児童福祉費	保育所建設事業	7,702

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	エコタウン推進事業	1,500 ^{千円}
6 農林水産業費	3 水産業費	村松漁港整備事業	15,000
9 土木費	1 土木管理費	土木関係一般管理経費	1,676
	5 都市計画費	都市計画道路整備事業	17,400
		伊勢市駅周辺整備事業	19,982
10 消防費	1 消防費	消火栓新設負担金	5,541

変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	56,810 ^{千円}	道路新設改良事業	123,479 ^{千円}
		道路整備事業	163,575	道路整備事業	153,672
	3 河川費	河川改修事業	74,530	河川改修事業	323,789
		排水路整備事業	50,085	排水路整備事業	60,160

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
10 消 防 費	1 消 防 費	避難所等整備・運営経費	千円 54,105	避難所等整備・運営経費	千円 74,285
12 災 害 復 旧 費	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	道路橋梁災害復旧事業	4,991	道路橋梁災害復旧事業	4,707

第4表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
石綿対策事業債	千円 25,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び公 営企業金融公庫資金につい て、利率の見直しを行った 後においては当該見直し後 の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資 金についてはその融通条件により、銀行 その他の場合にはその債権者との協定 によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることができる。
水道事業出資債	60,500			
救急車整備事業債	4,800			
消防ポンプ自動車整備事業債	2,300			
計	93,300			

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 一宇郷総合整備事業債	117,100	証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 107,200	証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
千円 湛水防除事業債	8,500				0			
千円 臨時地方道整備事業債	273,500				338,100			
千円 地方特定道路整備事業債	140,000				105,500			
千円 防衛施設周辺整備事業債	68,300				60,000			
千円 県施行道路橋梁整備事業債	4,000				0			
千円 臨時河川等整備事業債	148,000				132,600			
千円 排水路改良事業債	24,500				23,000			
千円 市町村合併推進事業債	134,600				127,600			
千円 防災対策事業債	121,300				113,800			
千円 消防設備整備事業債	7,500				6,100			
千円 消防施設整備事業債	131,400				0			
千円 学校校舎改築事業債	129,400				140,900			
千円 学校校舎大規模改修事業債	226,700				182,600			
千円 地域再生事業債	169,900	254,300						

平成17年度 伊勢市一般会計補正予算（第2号）

平成17年度 伊勢市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 37,441千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,720,472千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		285,349	225,459	59,890
	1 基金繰入金	284,635	225,459	59,176
20 市債		4,124,700	262,900	4,387,600
	1 市債	4,124,700	262,900	4,387,600
歳入	合計	22,683,031	37,441	22,720,472

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,109,590	37,441	4,147,031
	1 総務管理費	3,395,647	37,441	3,433,088
9 土木費		3,445,110	0	3,445,110
	2 道路橋梁費	1,277,622	0	1,277,622
	3 河川費	729,330	0	729,330
	5 都市計画費	1,133,397	0	1,133,397
11 教育費		2,631,073	0	2,631,073
	2 小学校費	700,212	0	700,212
歳 出 合 計		22,683,031	37,441	22,720,472

第 2 表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農道整備事業債	千円 31,900	証書 借入 又は 証券 発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直しの利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 33,100	証書 借入 又は 証券 発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直しの利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
防衛施設周辺整備事業債	60,000				66,700			
市町村合併推進事業債	127,600				346,300			
都市下水道債	25,000				45,600			
学校校舎改築債	140,900				156,600			

平成17年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成17年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ116,113千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,180,115千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		1,424,995	47,016	1,377,979
	1 国民健康保険料	1,424,995	47,016	1,377,979
2 国民健康保険税		297,414	26,957	324,371
	1 国民健康保険税	297,414	26,957	324,371
3 国庫支出金		1,814,342	105,968	1,920,310
	1 国庫負担金	1,207,863	58,576	1,266,439
	2 国庫補助金	606,479	47,392	653,871
4 療養給付費等交付金		1,463,231	154,052	1,309,179
	1 療養給付費等交付金	1,463,231	154,052	1,309,179
5 県支出金		350,775	30,775	320,000
	1 県負担金	31,245	1,855	29,390
	2 県補助金	319,530	28,920	290,610
6 共同事業交付金		80,892	1,108	82,000
	1 共同事業交付金	80,892	1,108	82,000
8 繰入金		792,515	2,750	789,765
	1 他会計繰入金	354,199	12,226	366,425

	2 基金繰入金	438,316	14,976	423,340
9 諸収入		71,917	15,553	56,364
	1 延滞金、加算金及び過料	2,154	1,748	406
	2 預金利子	15	14	1
	3 雑入	69,748	13,791	55,957
歳 入 合 計		6,296,228	116,113	6,180,115

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		128,411	16,994	111,417
	1 総務管理費	116,293	15,277	101,016
	2 賦課徴収費	11,465	1,345	10,120
	3 運営協議会費	637	372	265
2 保険給付費		3,708,220	41,785	3,750,005
	1 療養諸費	3,261,658	105,276	3,366,934
	2 高額療養費	394,520	60,218	334,302
	3 移送費	2,472	1,853	619
	4 出産育児諸費	29,100	7,500	21,600
	5 葬祭諸費	20,470	6,080	26,550
3 老人保健拠出金		873,099	12,739	860,360
	1 老人保健拠出金	873,099	12,739	860,360
4 介護納付金		314,410	4,635	309,775
	1 介護納付金	314,410	4,635	309,775
5 共同事業拠出金		117,555	4	117,551
	1 共同事業拠出金	117,555	4	117,551
6 保健事業費		46,136	8,838	37,298

	1 保健事業費	46,136	8,838	37,298
7 公債費		323	174	149
	1 公債費	323	174	149
8 諸支出金		990,092	124,640	865,452
	1 償還金及び還付加算金	38,512	21,653	16,859
	3 旧市町村借入金返済金	951,433	102,987	848,446
9 予備費		117,982	10,126	128,108
	1 予備費	117,982	10,126	128,108
歳	出	合	計	
		6,296,228	116,113	6,180,115

平成17年度 伊勢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

平成17年度 伊勢市の老人保健医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 330,093千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,780,932千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		3,269,330	195,154	3,464,484
	1 支払基金交付金	3,269,330	195,154	3,464,484
2 国庫支出金		1,530,836	29,430	1,501,406
	1 国庫負担金	1,530,836	29,430	1,501,406
3 県支出金		389,945	24,261	414,206
	1 県負担金	389,945	24,261	414,206
4 繰入金		209,232	126,624	335,856
	1 一般会計繰入金	209,232	126,624	335,856
5 諸収入		51,496	13,484	64,980
	1 延滞金及び加算金	3	1	2
	2 預金利子	10	9	1
	3 雑入	51,483	13,494	64,977
歳入	合計	5,450,839	330,093	5,780,932

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		38,951	4,592	34,359
	1 総務管理費	38,951	4,592	34,359
2 医療諸費		5,220,911	334,685	5,555,596
	1 医療諸費	5,220,911	334,685	5,555,596
歳 出 合 計		5,450,839	330,093	5,780,932

平成17年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成17年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ356,166千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,028,589千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		549,285	8,538	557,823
	1 介護保険料	549,285	8,538	557,823
2 支払基金交付金		1,298,500	123,748	1,174,752
	1 支払基金交付金	1,298,500	123,748	1,174,752
3 国庫支出金		904,798	90,780	814,018
	1 国庫負担金	762,691	66,997	695,694
	2 国庫補助金	142,107	23,783	118,324
4 県支出金		437,019	41,874	395,145
	1 県負担金	434,398	41,874	392,524
6 繰入金		981,538	67,183	914,355
	1 一般会計繰入金	742,244	60,967	681,277
	2 基金繰入金	239,294	6,216	233,078
7 諸収入		169,387	3,088	172,475
	1 延滞金、加算金及び過料	2	7	9
	3 雑入	169,384	3,081	172,465
8 市債		44,207	44,207	0

	1 財政安定化基金貸付金	44,207	44,207	0
歳	入	合	計	
		4,384,755	356,166	4,028,589

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		182,111	26,929	155,182
	1 総務管理費	111,998	20,353	91,645
	2 徴収費	14,739	92	14,647
	3 介護認定諸費	55,374	6,484	48,890
2 保険給付費		4,071,169	329,000	3,742,169
	1 介護サービス等諸費	4,071,169	329,000	3,742,169
5 公債費		250	237	13
	1 公債費	250	237	13
歳 出 合 計		4,384,755	356,166	4,028,589

第2表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金貸付金	千円 44,207	証書借入	無利子	三重県介護保険財政安定化基金条例第8条第1項の規定による。	千円 0	—	—	—

平成17年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ285千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,611千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		15,385	2,502	12,883
	1 事業収入	15,385	2,502	12,883
2 県支出金		4,174	110	4,064
	1 県補助金	4,174	110	4,064
3 繰入金		9,888	346	10,234
	1 一般会計繰入金	9,888	346	10,234
4 諸収入		1,449	1,981	3,430
	1 雑入	1,449	1,981	3,430
歳入合計		30,896	285	30,611

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,562	285	1,277
	1 総務管理費	1,562	285	1,277
2 公債費		29,334	0	29,334
	1 公債費	29,334	0	29,334
歳出合計		30,896	285	30,611

平成17年度 伊勢市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度 伊勢市の福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ839千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		432	116	316
	1 事業収入	432	116	316
2 諸収入		531	8	523
	1 雑入	531	8	523
歳入	合計	963	124	839

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		963	124	839
	1 総務管理費	963	124	839
歳 出 合 計		963	124	839

平成17年度 伊勢市まちなみ保全事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度 伊勢市のまちなみ保全事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ171千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,466千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		50	14	36
	1 財産運用収入	50	14	36
2 繰入金		36,051	5,969	30,082
	1 基金繰入金	36,051	5,969	30,082
3 諸収入		11,536	5,812	17,348
	1 貸付金元利収入	5,757	650	5,107
	2 雑入	5,779	6,462	12,241
歳入	合計	47,637	171	47,466

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		17,637	171	17,466
	1 総務管理費	17,637	171	17,466
歳 出 合 計		47,637	171	47,466

平成17年度 伊勢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度 伊勢市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額34,922千円は変更せず、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		12,579	2,811	9,768
	1 使用料	12,579	2,811	9,768
3 繰入金		17,980	2,405	20,385
	1 他会計繰入金	17,980	2,405	20,385
4 諸収入		4,213	406	4,619
	1 雑入	4,213	406	4,619
歳入合計		34,922	0	34,922

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		20,683	0	20,683
	2 維持管理費	20,436	0	20,436
歳 出 合 計		34,922	0	34,922

平成17年度 伊勢市離宮の湯特別会計補正予算（第1号）

平成17年度 伊勢市の離宮の湯特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,436千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,114千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		6,111	232	6,343
	1 使用料	6,111	232	6,343
3 繰入金		5,754	5,754	0
	1 他会計繰入金	5,754	5,754	0
4 諸収入		3,700	7,958	11,658
	1 雑入	3,700	7,958	11,658
歳入	合計	15,678	2,436	18,114

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		15,678	2,554	13,124
	1 総務管理費	15,678	2,554	13,124
3 諸支出金		0	4,990	4,990
	1 償還金	0	4,990	4,990
歳 出 合 計		15,678	2,436	18,114

平成17年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）

平成17年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ139,284千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,099千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		358	288	70
	1 財産運用収入	357	287	70
	2 財産売払収入	1	1	0
2 繰入金		199,023	139,047	59,976
	1 基金繰入金	199,023	139,047	59,976
3 諸収入		2	51	53
	1 雑入	2	51	53
歳入	合計	199,383	139,284	60,099

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 用地取得事業費		199,383	139,284	60,099
	1 管理費	358	288	70
	2 事業費	199,025	138,996	60,029
歳 出 合 計		199,383	139,284	60,099

平成17年度伊勢市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成17年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計	
(2) 年間患者数	入院	55,115人	△ 2,328人	52,787人
	外来	112,000人	△ 4,918人	107,082人
	健診・ドック	5,066人	340人	5,406人
(3) 1日平均患者数	入院	365人	△ 16人	349人
	外来	1,120人	△ 49人	1,071人
	健診・ドック	41人	3人	44人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

収 入		既決予定額	補正予定額	計
款	項			
第1款	病院事業収益	3,216,162	69,060	3,285,222
第1項	医療収益	2,881,782	35,526	2,917,308
第2項	健診収益	107,852	12,744	120,596
第3項	医療外収益	226,428	20,790	247,218

(単位：千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	3,215,016	70,083	3,285,099
第1項	医療費用	2,978,203	68,246	3,046,449
第2項	健診費用	64,936	△ 3,809	61,127
第3項	医療外費用	170,777	5,646	176,423

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「250,539千円」を「453,429千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	367,500	△ 317,500	50,000
第2項	企業債	317,500	△ 317,500	0

(単位：千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	618,039	△ 114,610	503,429
第1項	建設改良費	432,704	△ 235,158	197,546
第3項	退職給与金	0	120,548	120,548

(継続費)

第5条 予算第5条に定めた継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
第1款 資本的支出	第1項 建設改良費	健診センター建設事業	千円	17	千円 317,500	千円 0	17	千円 0
			762,000	18	444,500		18	0

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
健診センター建設事業	千円 317,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び金融公庫資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は、繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 0	—	—	—

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職 員 給 与 費	1,739,778	31,867	1,771,645

(他会計からの補助金)

第8条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 病 院 群 輪 番 制 病 院 運 営 費 補 助 金	12,855	△ 2,715	10,140

(たな卸資産購入限度額)

第9条 予算第10条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
た な 卸 資 産 購 入 限 度 額	687,567	86,799	774,366

平成17年度 伊勢市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成17年度伊勢市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成17年度伊勢市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給水戸数	53,620 戸	△ 230 戸	53,390 戸
(2) 総給水量	7,721 千 m^3	△ 6 千 m^3	7,715 千 m^3
(3) 一日平均給水量	51,130 m^3	△ 35 m^3	51,095 m^3
(4) 主要な建設改良工事の概要			
ア 原水施設更新事業	113,527 千円	△ 34,449 千円	79,078 千円
イ 配水管新設及び改良工事	613,434 千円	△ 153,503 千円	459,931 千円
ウ 老朽管更新事業	39,000 千円	△ 30,500 千円	8,500 千円
エ 加圧施設更新事業	215,140 千円	△ 111,820 千円	103,320 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業収益	1,356,368	△ 51,854	1,304,514
第1項	営業収益	1,314,472	△ 41,510	1,272,962
第2項	営業外収益	40,592	△ 10,808	29,784
第3項	簡易水道収益	1,303	0	1,303
第4項	特別利益	1	464	465

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業費用	1,317,178	△ 6,553	1,310,625
第1項	営業費用	1,118,521	△ 37,753	1,080,768
第2項	営業外費用	183,945	31,200	215,145
第3項	簡易水道費用	2,712	0	2,712
第4項	予備費	12,000	0	12,000

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「625,020千円」を「379,997千円」に、「過年度分損益勘定留保資金等625,020千円」を「過年度分損益勘定留保資金等379,997千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款 項	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 資本的収入	618,561	△ 86,439	532,122
第1項 企業債	345,000	△ 164,500	180,500
第2項 負担金	273,561	17,513	291,074
第3項 出資金	0	60,500	60,500
第4項 固定資産売却代金	0	48	48

(単位 千円)

款 項	支 出		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 資本的支出	1,243,581	△ 331,462	912,119
第1項 建設改良費	989,038	△ 331,462	657,576

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (単位 千円)	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額 (単位 千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
増口径管敷 設替事業費	65,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金及び金 融公庫資金につ いては、その融通 条件により、銀行 その他の場合には、 その債権者との協 定によるものとし る。 ただし、財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。	38,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金及び金 融公庫資金につ いては、その融通 条件により、銀行 その他の場合には、 その債権者との協 定によるものとし る。 ただし、財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。
加圧施設更 新事業費	198,000				60,500			

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計から繰入を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
一般会計から繰入を受ける金額	22,638	△ 1,903	20,735

平成17年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成17年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成17年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(1) 排 水 戸 数	4,902 戸	△189 戸	4,713 戸
(2) 総 排 水 量	765 千m ³	30 千m ³	795 千m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	5,098 m ³	199 m ³	5,297 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 工 事 の 概 要			
ア 汚水管渠敷設工事	3,079,191 千円	△290,251 千円	2,788,940 千円
ウ ポンプ場築造工事	1,331,591 千円	22 千円	1,331,613 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収		入	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	437,955	245	438,200
第1項 営業収益	239,038	△2,450	236,588
第2項 営業外収益	198,916	2,695	201,611

(単位 千円)

支		出	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	684,806	△30,668	654,138
第1項 営業費用	466,551	△30,783	435,768
第2項 営業外費用	214,172	115	214,287

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収 入			
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	6, 599, 169	37, 173	6, 636, 342
第1項 企 業 債	4, 320, 500	46, 300	4, 366, 800
第2項 負 担 金	261, 272	△ 2, 806	258, 466
第3項 国 庫 補 助 金	1, 983, 512	△ 6, 321	1, 977, 191

(単位 千円)

支 出			
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	5, 999, 035	△ 228, 105	5, 770, 930
第1項 建 設 改 良 費	5, 764, 148	△ 228, 105	5, 536, 043

(特例的収入及び支出)

第5条 予算第4条の2に定めた当該事業年度に属する債権として整理する未収金の金額を次のとおり補正する。(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
当該事業年度に属する債権として整理する未収金の金額	67,540	200	67,740

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償還の方法
流域関連 公共下水道 事業債	3,648,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び公 営企業金融公 庫資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金・特定資金 及び金融公庫資金 については、その融通条 件により、銀行その他 の場合には、その債権 者との協定によるも のとする。 ただし、財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは 低利に借換えするこ とができる。	3,019,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び公 営企業金融公 庫資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金・特定資金 及び金融公庫資金に ついては、その融通条 件により、銀行その他 の場合には、その債権 者との協定によるも のとする。 ただし、財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは 低利に借換えするこ とができる。
流域下水道 事業債	1,080,800				1,138,800			
公共下水道 事業債	258,100				196,500			
特定環境保 全公共下水 道事業債	13,100				11,800			

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条に定めた一般会計から繰入を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
一般会計から繰入を受ける金額	60,816	663	61,479

平成17年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成17年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 グループホーム事業収益	14,542千円	△360千円	14,182千円
第1項 営業収益	14,541千円	△360千円	14,181千円
支 出			
第2款 グループホーム事業費用	12,554千円	984千円	13,538千円
第1項 営業費用	12,370千円	984千円	13,354千円

伊勢市選管告示第 28 号

公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 3 項の規定による不在者投票の投票用紙等を選挙期日の告示の日前に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送する時は、選挙期日の告示の日の前々日からと定めます。

平成 18 年 4 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 29 号

平成 18 年 4 月 16 日執行予定の伊勢市長選挙における不在者投票用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

平成 18 年 4 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- | | | |
|---|---------------------|-------------------------|
| 1 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 | 伊勢市役所東庁舎 4 階伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 | 伊勢市二見町江 420 番地 1 | 二見総合支所 |
| 3 | 伊勢市小俣町元町 540 番地 | 小俣総合支所 |
| 4 | 伊勢市御菌町長屋 1221 番地 | 御菌総合支所 |

伊勢市選管告示第 30 号

平成 18 年 4 月 26 日執行予定の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 2 項の規定による選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日並びに第 23 条の規定による縦覧に供する日及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 18 年 4 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1 被登録資格の決定
の基準となる日 | 平成 18 年 4 月 20 日
(ただし、年齢要件の基準については平成 18 年
4 月 26 日現在満二十年以上の者とする) |
| 2 登録を行う日 | 平成 18 年 4 月 20 日 |
| 3 縦覧に供する日 | 平成 18 年 4 月 21 日
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで |
| 4 縦覧の場所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室 |

伊勢市選管告示第 31 号

平成 18 年 4 月 26 日執行予定の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における候補者届
出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

平成 18 年 4 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

提出場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
岡本会館 1 階事務室

伊勢市選管告示第 32 号

平成 18 年 4 月 16 日執行予定の伊勢市長選挙におけるポスター掲
示場を、別紙のとおり設置します。

平成 18 年 4 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

平成18年執行 伊勢市長選挙 ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区名	所在地	設置場所	摘要
進修	宇治館町	宇治館町183-1 西井勝久宅東側駐車場	(1) 1
進修	宇治浦田1丁目	宇治浦田1丁目1 神宮祭主職舎前北側	(1) 2
進修	宇治中之切町	宇治中之切町137 勢ノ国屋作業場向側	(1) 3
進修	宇治浦田1丁目	宇治浦田1丁目 赤福五十鈴川店南側	(1) 4
進修	宇治浦田1丁目	宇治浦田1丁目 宇治公民館前	(1) 5
進修	宇治浦田2丁目	宇治浦田2丁目 進修小学校正門横フェンス	(1) 6
進修	宇治浦田3丁目	宇治浦田3丁目16 滝倉団地バス停付近(県道沿)	(1) 7
進修	宇治浦田3丁目	宇治浦田3丁目20-19 滝倉団地久保豊宅北側公園	(1) 8
進修	宇治浦田3丁目	宇治浦田3丁目21-15(県道沿) 清原板金前ガードレール	(1) 9
高麗広	宇治今在家町	宇治今在家町626(高麗広) 山崎一男宅前県道沿	(2) 10
高麗広	宇治今在家町	宇治今在家町623(高麗広) 長岡正月宅前畑	(2) 11
高麗広	宇治今在家町 551	宇治今在家町(高麗広) 市立高麗広公民館入口	(2) 12
修道第1	桜木町	桜木町 富樫公園	(3) 13
修道第1	桜木町	桜木町 市営住宅旭ヶ台団地 旭ヶ台公園横ガードレール	(3) 14
修道第1	桜木町	桜木町55-1 さくらぎ保育所横空地	(3) 15
修道第1	中之町	中之町 市道外宮内宮線中之町交差点東	(3) 16
修道第1	中之町 232-41	中之町232-43 中之町公園	(3) 17
修道第1	中村町桜が丘 8	市営住宅中村町団地西 ガードレール	(3) 18
修道第1	中村町桜が丘	中村町桜が丘住宅 桜が丘児童公園南側	(3) 19
修道第2	楠部町	楠部町38-10河村正次宅向側駐車場	(4) 20

投票区名	所在地	設置場所	摘要
修道第2	古市町	古市町202 柳吉邸宅向側駐車場	(4) 21
修道第2	古市町	勢田町814-6 中川六郎宅前ガードレール	(4) 22
修道第2	勢田町 933-16	勢田町933-17 久留内昇宅西側空地	(4) 23
修道第2	勢田町 941-88	勢田町941-160 古布幸元宅東隣空地	(4) 24
修道第2	倭町	倭町(県道島羽松阪線沿) 天理教三重教務支庁前	(4) 25
修道第2	倭町 19-2	倭町19-2 市営住宅岡南東側道路沿	(4) 26
明倫第1	尾上町	尾上町 小田橋東詰橋詰公園	(5) 27
明倫第1	岡本1丁目 13	岡本1丁目13 岡本児童公園南向側ガードレール	(5) 28
明倫第1	岡本2丁目	岡本2丁目 楓橋西詰空地	(5) 29
明倫第1	岡本1丁目 3-3	岡本1丁目3-3 百五銀行伊勢支店前植込み	(5) 30
明倫第1	岡本3丁目 1	市立郷土資料館東側 旧豊宮崎文庫跡東側	(5) 31
明倫第1	岡本3丁目 3	岡本3丁目3-17 三重近鉄タクシー岡本営業所北側	(5) 32
明倫第1	勢田町	勢田町 八東橋南勢田川沿	(5) 33
明倫第2	岩淵1丁目 3-19	岩淵1丁目3-19 真珠会館前フェンス	(6) 34
明倫第2	岩淵1丁目 7-29	岩淵1丁目7-29 伊勢市役所前	(6) 35
明倫第2	岩淵1丁目 13	岩淵1丁目13 伊勢市観光文化会館前東側	(6) 36
明倫第2	岩淵2丁目 4-27	宇治山田駅シャトルセンター南向側 牧戸宅ブロック塀	(6) 37
明倫第2	岩淵3丁目 3	岩淵3丁目3-20 世木永幸宅前(県道沿)	(6) 38
明倫第2	吹上1丁目 11	吹上1丁目11 JR吹上踏切北側歩道	(6) 39
明倫第2	岩淵2丁目 8	岩淵2丁目8 桜橋西詰南側(勢田川沿)	(6) 40

投票区名	所在地	設置場所	摘要
有緝第1	河崎1丁目 2	河崎1丁目2 中寺前公園東側	(7) 41
有緝第1	河崎1丁目 6	河崎1丁目6 南勢塩業(株)倉庫前	(7) 42
有緝第1	河崎1丁目 14	河崎1丁目14 鶴辺公園西側	(7) 43
有緝第1	河崎2丁目 2	河崎2丁目10-2 谷口石油店南向側空地	(7) 44
有緝第1	河崎1丁目 4	河崎1丁目4 旭児童公園北側	(7) 45
有緝第1	河崎3丁目 16	河崎3丁目16 北新橋東詰空地ガードレール	(7) 46
有緝第1	河崎3丁目 3	河崎3丁目3-26 河崎南側公民館前	(7) 47
有緝第2	船江2丁目 3	船江2丁目3 有緝児童公園南側	(8) 48
有緝第2	船江1丁目 16	船江1丁目16 雇用促進住宅東側フェンス	(8) 49
有緝第2	船江2丁目 12	船江2丁目12 築地児童公園西側	(8) 50
有緝第2	船江2丁目 29	船江2丁目24-21 神子田睦郎宅前駐車場	(8) 51
有緝第2	船江2丁目 1616-25	船江2丁目28 川井 悟宅横 空地	(8) 52
有緝第2	船江1丁目 3	船江1丁目3 船江公園南側	(8) 53
有緝第2	船江1丁目 11	船江1丁目11 社前児童公園東側	(8) 54
有緝第3	船江3丁目 8	船江3丁目8 的場児童公園東側	(9) 55
有緝第3	船江3丁目	船江3丁目3 県道(八間道路)沿ガードレール	(9) 56
有緝第3	船江3丁目 15	船江3丁目15-8 三重県漁連旧度会支所前フェンス	(9) 57
有緝第3	船江4丁目 29	船江4丁目29 さつき公園南側	(9) 58
有緝第3	船江3丁目 16	船江3丁目16-37 牛虎ハイジ-前ガードレール(松尻川沿)	(9) 59
有緝第3	船江4丁目 7	船江4丁目7 アパート友栄荘北側駐車場	(9) 60

投票区名	所在地	設置場所	摘要
有緝第3	船江4丁目 26	船江4丁目26-1 (さつき園団地) 和田耕一宅前ガードレール (松尻川沿)	(9) 61
厚生第1	一之木1丁目 3	一之木1丁目3-6 須原大社前	(10) 62
厚生第1	一之木2丁目 11	一之木2丁目11 伊勢市中央公園北側	(10) 63
厚生第1	一之木3丁目 19	一之木3丁目12-19 小西酒店北側駐車場	(10) 64
厚生第1	一之木4丁目 9	一之木4丁目10-64 中川木工所前空地	(10) 65
厚生第1	一之木4丁目 6	一之木4丁目6 雄前荘向側空地	(10) 66
厚生第1	一之木5丁目 5	一之木5丁目5-3 厚生中学校運動場西側フェンス	(10) 67
厚生第1	一之木5丁目 15	さつき園入口付近 工芸指導所北向側ガードレール	(10) 68
厚生第2	宮後2丁目 2	宮後2丁目2 刃物の中屋東側ガードレール	(11) 69
厚生第2	宮後2丁目 25	宮後2丁目25 山本ビル北側駐車場	(11) 70
厚生第2	宮後2丁目 22	宮後2丁目22-15 白米写真館前ガードレール	(11) 71
厚生第2	宮後2丁目 26	宮後2丁目26伊勢パールピアホテル南側 水路ガードレール	(11) 72
厚生第2	宮後3丁目 1	宮後3丁目1-20 森田和寛宅駐車場南側	(11) 73
厚生第2	宮後3丁目 8	宮後3丁目8-15 サニーヒルズ大樹北東側駐車場	(11) 74
厚生第2	宮後3丁目 8	宮後3丁目8-33 ロジューマンひまわり南側	(11) 75
厚生第3	宮後1丁目 9	一志町1-4 厚生小学校正門右側フェンス	(12) 76
厚生第3	一志町 5-1	一志町5-1 西日本電信電話(株) 伊勢志摩営業支店前植込み	(12) 77
厚生第3	八日市場町 13	八日市場町13 市立図書館前植込み	(12) 78
厚生第3	大世古1丁目 10	大世古1丁目10 大豊和紙工業前	(12) 79
厚生第3	大世古4丁目 2	大世古4丁目2 大世古公園南側	(12) 80

投票区名	所在地	設置場所	摘要
厚生第3	曾祢1丁目 9	曾祢1丁目9 元愛知銀行駐車場西側フェンス	(12) 81
厚生第3	曾祢2丁目 6	曾祢2丁目6 奥新町公園西側	(12) 82
早 修	宮町1丁目 15	宮町1丁目15 今社児童公園北側	(13) 83
早 修	常磐1丁目 8	常磐1丁目8 清野井児童公園西側	(13) 84
早 修	常磐1丁目 17	常磐1丁目17 JR山田上り駅前	(13) 85
早 修	常磐3丁目 8	常磐3丁目8 市民武道館東側	(13) 86
早 修	浦口1丁目 11	浦口1丁目11 出口公園東側	(13) 87
早 修	浦口2丁目 13	浦口2丁目13 浦口児童公園西側	(13) 88
早 修	浦口3丁目 1	浦口3丁目1 法住院かさもり稲荷西側フェンス	(13) 89
中島第1	浦口4丁目 26	浦口4丁目26-19 宇田クリニック横空地	(14) 90
中島第1	二俣1丁目 2	二俣1丁目2 中島小学校 南側フェンス	(14) 91
中島第1	二俣3丁目 1	二俣3丁目1-30 福岡明子宅東側	(14) 92
中島第1	二俣4丁目 4	二俣4丁目4 横浜ゴム徳川山社宅東側	(14) 93
中島第1	辻久留1丁目 15	辻久留1丁目15-5 きくや菓子店横市道沿	(14) 94
中島第1	辻久留2丁目 8	辻久留2丁目 勢田川浄化揚水機場フェンス	(14) 95
中島第1	辻久留2丁目 11-39	辻久留2丁目11-39 森ひさ宅前ブロック塀	(14) 96
中島第2	中島1丁目 3	中島1丁目3 出雲神社東側道沿	(15) 97
中島第2	中島1丁目 15	中島1丁目15 (度会橋東詰) 度会橋バス停前向側ガードレール	(15) 98
中島第2	中島2丁目 2	中部電力度会橋変電所 東向側公園西側対面水路添ガードレール	(15) 99
中島第2	中島2丁目 6	中島2丁目 小川児童公園東側	(15) 100

投票区名	所在地	設置場所	摘要
中島第2	宮川1丁目 11	宮川1丁目6-25 堀本孝夫宅横	(15) 101
中島第2	宮川1丁目 3	宮川1丁目3-3 西村治雄宅東側空地	(15) 102
中島第2	宮川2丁目 4-48	宮川2丁目4-48 小林ふさ子宅フェンス	(15) 103
中島第3	辻久留3丁目 6	県道南島線 喫茶ミノツ北側空地	(16) 104
中島第3	辻久留3丁目 4	辻久留3丁目4-37 上田忠生宅西側	(16) 105
中島第3	二俣町	二俣町51(宮川郷団地) 奥村和清宅東向側空地	(16) 106
中島第3	辻久留3丁目 12	済美学院駐車場	(16) 107
中島第3	辻久留3丁目 17	済美学院運動場金網	(16) 108
中島第3	辻久留3丁目 20	三郷山上り口左空地	(16) 109
中島第3	辻久留町	オークランド辻久留台入口 第一公園南側空地	(16) 110
神社	神社港 294	神社港294 神社小学校 北側フェンス	(17) 111
神社	竹ヶ鼻町	港中学西側 フェンス	(17) 112
神社	小木町	ララパーク前バス停横	(17) 113
神社	小木町	小木町公民館前公園	(17) 114
神社	馬瀬町	県道馬瀬橋横 中北建設作業場前	(17) 115
神社	馬瀬町	馬瀬町681 林文久宅向側 市道ガードレール	(17) 116
神社	下野町	下野町公民館前	(17) 117
大湊	大湊町	市立大湊小学校西側フェンス	(18) 118
大湊	大湊町	大湊町明神ポンプ場前ガードレール	(18) 119
大湊	大湊町	伊勢市役所大湊支所前広場	(18) 120

投票区名	所在地	設置場所	摘要
大湊	大湊町 656-2	御鈴工前塀	(18) 121
大湊	大湊町	大湊町413-9 森浩章宅横垣	(18) 122
大湊	大湊町	大湊町みどり苑大湊町264-66大西 貫宅前ガードレール	(18) 123
大湊	大湊町	伊勢市漁業協同組合前広場(県道沿)	(18) 124
浜郷第1	神久1丁目	根起松公民館前	(19) 125
浜郷第1	神田久志本町	神田久志本町 伊勢市消防本部整備工場前	(19) 126
浜郷第1	神久2丁目	神久2丁目7-15 日本通運(株)伊勢支店西側フェンス	(19) 127
浜郷第1	神久3丁目	久志本神社前	(19) 128
浜郷第1	神久4丁目	神久4丁目9-3 松山克博宅西側空地	(19) 129
浜郷第1	神久5丁目	神久5丁目3-20 山本幸松宅前空地	(19) 130
浜郷第1	神久6丁目	神久6丁目8-25 二軒茶屋餅店西側第二駐車場	(19) 131
浜郷第2	通町	秋葉神社前	(20) 132
浜郷第2	黒瀬町	浜郷小学校西側フェンス	(20) 133
浜郷第2	黒瀬町	黒瀬町1648 浜郷小学校 北側フェンス	(20) 134
浜郷第2	黒瀬町	黒瀬児童公園南側	(20) 135
浜郷第2	田尻町	勢田大橋北詰 磯田工務店前	(20) 136
浜郷第2	田尻町	牟山中臣神社前	(20) 137
浜郷第2	通町	栄通神社前	(20) 138
浜郷第3	一色町	一色町1296-3 川岸みつ子宅西側堤防沿	(21) 139
浜郷第3	一色町	一色町1299 玉木正己宅向側堤防沿	(21) 140

投票区名	所在地	設置場所	摘要
浜郷第3	一色町	J A伊勢一色支店向側	(21) 141
浜郷第3	一色町	一色町1649 石原健次郎宅向側	(21) 142
浜郷第3	一色町	一色大橋上り口県道沿ガードレール	(21) 143
浜郷第3	一色町	一色町公民館北側フェンス	(21) 144
浜郷第3	一色町	一色神社東側	(21) 145
宮本第1	藤里町	藤里町648-4 斉田保夫宅 西側柿畑	(22) 146
宮本第1	藤里町	J A伊勢蓮台寺柿共同選果場前広場	(22) 147
宮本第1	藤里町	藤里団地入口道路沿 梅谷建築倉庫北側	(22) 148
宮本第1	旭町	宮本1号線旭橋東側空地	(22) 149
宮本第1	旭町	旭町鋪房柿右衛門道路向い側ガードレール	(22) 150
宮本第1	旭町	市営住宅旭町団地東側畑	(22) 151
宮本第1	前山町	宮本地区コミュニティセンター三角地	(22) 152
宮本第1	藤里町	伊勢市上水道ふじが丘 加圧ポンプ場南側空地	(22) 153
宮本第1	前山町	市道宮本2号線 藤原商店作業場 向側空地	(22) 154
宮本第2	大倉町	うぐいす台入り口左側空地	(23) 155
宮本第2	大倉町	大倉町45 岡田長平宅向側柿畑	(23) 156
宮本第2	佐八町	岡村水道倉庫前	(23) 157
宮本第2	佐八町	佐八町2287 佐八小学校前フェンス	(23) 158
宮本第2	佐八町	佐八町公民館広場	(23) 159
宮本第2	津村町	伊勢電子津村事業所入口横畑	(23) 160

投票区名	所在地	設置場所	摘要
宮本第2	津村町	JAショップ津村農機センター前	(23) 161
宮本第2	津村町	津村町公民館広場	(23) 162
豊浜第1	西豊浜町	丁塚古墳北公園西側	(24) 163
豊浜第1	西豊浜町	JA伊勢農協豊浜支店前フェンス	(24) 164
豊浜第1	西豊浜町	西豊浜町1779 豊浜西小学校体育館西側フェンス	(24) 165
豊浜第1	西豊浜町	上区公民館前	(24) 166
豊浜第1	西豊浜町	西豊浜町748-1 藤原建治所有納屋南側ブロック塀	(24) 167
豊浜第1	西豊浜町	西豊浜町6053 大教敏男宅横空地	(24) 168
豊浜第1	植山町	植山町486 植山町民会館南側フェンス	(24) 169
豊浜第1	磯町	磯町1026 磯町公民館北側ゲートボール場入口	(24) 170
豊浜第2	東豊浜町	東豊浜魚市場西入口付近	(25) 171
豊浜第2	東豊浜町	東豊浜町1159 北川健三宅東向側畑	(25) 172
豊浜第2	東豊浜町	東豊浜町3636 中村 秋代氏所有地	(25) 173
豊浜第2	東豊浜町	東豊浜町299 豊浜東小学校 東側フェンス	(25) 174
豊浜第2	東豊浜町	西条排水機場付近東側	(25) 175
豊浜第2	東豊浜町	西条公民館西側ブロック塀	(25) 176
豊浜第2	檜原町	檜原町594 森下守雄宅前 市道檜原規線(堤防)沿ガードレール	(25) 177
豊浜第2	東豊浜町	東豊浜町3224 河辺孝明宅西側ブロック塀	(25) 178
北浜第1	有滝町	漁免道路入口 天白商店作業所東側空地	(26) 179
北浜第1	有滝町	旧有滝町バス停広場地蔵尊前 有滝町1034-6	(26) 180

投票区名	所在地	設置場所	摘要
北浜第1	有滝町	有滝町民会館前	(26) 181
北浜第1	有滝町	伊勢市漁業協同組合 有滝支所 西側空地	(26) 182
北浜第1	有滝町	J A伊勢北浜支店有滝西側空地	(26) 183
北浜第1	有滝町	有滝町2034 廣山嘉彦宅ブロック塀内側	(26) 184
北浜第1	有滝町	有滝町バス停前南側空地	(26) 185
北浜第2	村松町	伊勢市役所北浜地区コミュニティセンター 西側	(27) 186
北浜第2	村松町	村松町民会館前	(27) 187
北浜第2	村松町	仲由水産(株)入口西側 県道ガードレール	(27) 188
北浜第2	村松町	村松町1883-3 サンコーデンキ北浜店南側松林	(27) 189
北浜第2	村松町	村松町舟神龍宮南側	(27) 190
北浜第2	村松町	亀池橋村松排水機場東側	(27) 191
北浜第2	村松町	村松町3292 北浜小学校正門西側フェンス	(27) 192
北浜第3	東大淀町	東大淀口バス停西側 県道裕い	(28) 193
北浜第3	東大淀町	東大淀町351 東大淀小学校正門西側ブロック塀	(28) 194
北浜第3	東大淀町	東大淀町187 北村物産(株)工場東側畑	(28) 195
北浜第3	東大淀町	村松町4091-1 戸上純夫宅北側	(28) 196
北浜第3	東大淀町	J A伊勢北浜支店東大淀給油所向側畑	(28) 197
北浜第3	柏町	沢村啓治宅東側空地	(28) 198
北浜第3	柏町	柏団地入口案内板西側空地	(28) 199
北浜第3	東大淀町	東大淀町104-1 大忠食品(株)東側空地	(28) 200

投票区名	所在地	設置場所	摘要
城田第1	上地町	上地町1762-2 小林彦男宅東側空地	(29) 201
城田第1	上地町	上地町1708-1 中村正己宅東側畑	(29) 202
城田第1	上地町	上地町東組公民館西側畑	(29) 203
城田第1	上地町	上地町3865 永井初己宅西側畑	(29) 204
城田第1	上地町	中久保湯田野公民館前	(29) 205
城田第1	上地町	上地町(湯田野)3361 中井忠彦宅東側畑	(29) 206
城田第1	上地町	上地町2525(六軒屋) 吉澤一雄宅敷地内	(29) 207
城田第2	粟野町	県営住宅粟野団地東側	(30) 208
城田第2	粟野町	粟野農業研修センター北側	(30) 209
城田第2	中須町	中須町1267 中西正己宅北側空地	(30) 210
城田第2	中須町	中須町41 中西とも子宅向側空地	(30) 211
城田第2	中須町	中須町771 世古口菊夫宅南側空地	(30) 212
城田第2	川端町	川端町62 倉井美郎宅西側空地	(30) 213
城田第2	川端町	川端町312 東建設東側道路沿	(30) 214
四郷第1	中村町	中村町922、923 平井克己宅西側	(31) 215
四郷第1	中村町	中村町842 田辺太一宅東側田	(31) 216
四郷第1	楠部町	263-112 五十鈴が丘団地東入口 第一開発保現地案内所西側空地	(31) 217
四郷第1	楠部町	近鉄五十鈴川駅前東側空地	(31) 218
四郷第1	楠部町	3158 緑ヶ丘団地 緑ヶ丘2号公園西側	(31) 219
四郷第1	楠部町	1717-13 楠部町乙580 刀祿邦博宅西側空地	(31) 220

投票区名	所在地	設置場所	摘要
四郷第1	楠部町 2011	四郷小学校北側岡松利郎宅前	(31) 221
四郷第1	一字田町 752	一字田町791 坂口商店前畑	(31) 222
四郷第2	朝熊町 1677-4	朝熊町1911-1 スナック蜂子駐車場東詰	(32) 223
四郷第2	朝熊町	新朝熊橋東側ガードレール	(32) 224
四郷第2	朝熊町	朝熊町1066-1 大西富美子宅西側	(32) 225
四郷第2	朝熊町	近鉄朝熊駅前ガード広場	(32) 226
四郷第2	朝熊町	横橋東側朝熊川沿ガードレール	(32) 227
四郷第2	朝熊町	朝熊町1719 井村幸信宅南側ガードレール	(32) 228
四郷第2	朝熊町 1677-11	朝熊市民館東側フェンス	(32) 229
四郷第2	朝熊町	朝熊町(大久保) 石田建設西側空地	(32) 230
四郷第2	朝熊町 1724	朝熊町2602-51 東工業所西側空地	(32) 231
四郷第3	鹿海町 1301-9	鹿海町703 北島庄八宅 西側畑	(33) 232
四郷第3	鹿海町	鹿海町1078-5 西彦市宅向側 J A伊勢倉庫西側	(33) 233
四郷第3	鹿海町	鹿海町公民館前	(33) 234
四郷第3	鹿海町	県道館町通線 鹿海町773番2地先付近	(33) 235
四郷第3	鹿海町	鹿海町171-2 奥野昌美宅南側	(33) 236
四郷第3	鹿海町 741	鹿海町726-1 杉本彰宅東側田	(33) 237
沼木第1	上野町	上野町324-4(昭和苑入口付近) 栗四郎宅前畑	(34) 238
沼木第1	上野町 355-200	上野町サンパークタウン伊勢南 入口南側空地	(34) 239
沼木第1	上野町	上野町976-3 岡常生宅西側畑	(34) 240

投票区名	所在地	設置場所	摘要
沼木第1	上野町	上野町876-1 岡 収一宅前	(34) 241
沼木第1	上野町	上野町1276 岡 元保宅向側ガードレール	(34) 242
沼木第1	上野町	上野町1280 岡 晃宅南側	(34) 243
沼木第1	上野町	J A伊勢葬祭センター前	(34) 244
沼木第1	上野町	伊勢市役所沼木地区コミュニティセンター前	(34) 245
沼木第1	上野町	上野町3433 いせ上野台集会所東側空地	(34) 246
沼木第1	上野町	上野町1613 山上有司宅前空地(三角地)	(34) 247
沼木第2	円座町	栄園地バス停手前空地	(35) 248
沼木第2	円座町	円座町1570 越賀定一宅横畑	(35) 249
沼木第2	円座町	円座町1267 森本保一宅向側ブロック塀	(35) 250
沼木第2	神蘭町	光徳寺前	(35) 251
沼木第2	神蘭町	神蘭町1123 坂本幸弘宅前南側空地	(35) 252
沼木第3	横輪町	横輪バス停横輪茶屋横空地	(36) 253
沼木第3	横輪町	420 横輪橋東詰空地	(36) 254
沼木第3	横輪町	760-1 横輪公民館南向側空地	(36) 255
沼木第3	横輪町	横輪町285 桂林寺前空地	(36) 256
沼木第4	矢持町下村	522 みどり保育園正門前向側	(37) 257
沼木第4	矢持町菖蒲	矢持橋手前左側空地	(37) 258
沼木第4	矢持町上村	上村バス停横	(37) 259
沼木第4	矢持町床木	床ノ木三交バス停付近	(37) 260

投票区名	所在地	設置場所	摘要
二見第1	二見町松下 2030	松下区会所前	(38) 261
二見第1	二見町松下 555-3	松下所有地前	(38) 262
二見第1	二見町松下 1748-31	池の浦バス停前	(38) 263
二見第1	二見町江 648	角谷正純宅	(38) 264
二見第1	二見町江 696	角谷富英子宅	(38) 265
二見第1	二見町江 592-40	日の出橋付近畑	(38) 266
二見第2	二見町西 185-39	西団地バス停前	(39) 267
二見第2	二見町西 866	西コミュニティセンター	(39) 268
二見第2	二見町西 829-1	藪木茂和宅前	(39) 269
二見第2	二見町西 1068-1	中村興一宅前	(39) 270
二見第2	二見町今一色 3	今一色小学校前	(39) 271
二見第2	二見町今一色 155-6	大西清文宅前	(39) 272
二見第2	二見町今一色 874-191	今一色バス停前	(39) 273
二見第3	二見町茶屋 420-1	二見総合支所横	(40) 274
二見第3	二見町茶屋 536-1	角谷俊明宅裏	(40) 275
二見第3	二見町茶屋 300-1	茶屋庚申前	(40) 276
二見第3	二見町三津 375-1	姫子松秀志宅横畑	(40) 277
二見第3	二見町三津 598	富岡正巳宅前	(40) 278
二見第3	二見町荘 378-15	福田悠子宅前	(40) 279
二見第3	二見町荘 1287	出口博己宅前	(40) 280

投票区名	所在地	設置場所	摘要
二見第3	二見町荘 2068-1	二見浦保育園前	(40) 281
二見第3	二見町荘 1219	富士井清次宅	(40) 282
二見第4	二見町山田原 178	山田原公民館前	(41) 283
二見第4	二見町光の街 1009-1	光の街遊歩道付近	(41) 284
二見第4	二見町山田原 179-2	山田原バス停付近	(41) 285
二見第4	二見町山田原 441-2	畑中伸之宅前	(41) 286
二見第4	二見町溝口 403	川口喜美子宅前	(41) 287
二見第4	二見町溝口 229-7	辻和宏宅	(41) 288
小俣第1	小俣町宮前 210	松倉公園フェンス	(42) 289
小俣第1	小俣町宮前 766	高畑公園フェンス	(42) 290
小俣第1	小俣町宮前 434-2	宮前公園フェンス	(42) 291
小俣第1	小俣町本町 944	掛橋公園フェンス	(42) 292
小俣第1	小俣町本町 1335-1	南本町公民館フェンス	(42) 293
小俣第1	小俣町本町 220	三好高志宅横町有地	(42) 294
小俣第1	小俣町本町 1-1	小俣幼稚園横フェンス	(42) 295
小俣第2	小俣町元町 663-2	小俣小学校支所側フェンス	(43) 296
小俣第2	小俣町元町 768	横世古団地駐車場フェンス	(43) 297
小俣第2	小俣町元町 750	橋爪商店右前町有地	(43) 298
小俣第2	小俣町元町 1037-9	元町公園内駐輪所前	(43) 299
小俣第2	小俣町元町 1164	サークルK伊勢小俣店前フェンス	(43) 300

投票区名	所在地	設置場所	摘要
小俣第2	小俣町元町 381	若山児童公園フェンス	(43) 301
小俣第2	小俣町元町 1282-1	下小俣公民館フェンス	(43) 302
小俣第3	小俣町相合 161	小俣浄化センターフェンス	(44) 303
小俣第3	小俣町相合 493-1	新出公民館フェンス	(44) 304
小俣第3	小俣町相合 750	小俣中学校体育館側フェンス	(44) 305
小俣第3	小俣町相合 750	小俣中学校グラウンド側フェンス	(44) 306
小俣第3	小俣町本町 544	市立ゆりかご園フェンス	(44) 307
小俣第3	小俣町本町 768	上久保公園	(44) 308
小俣第3	小俣町相合 997	森多宅横ガードレール	(44) 309
小俣第4	小俣町相合 888	六軒屋農村公園前フェンス	(45) 310
小俣第4	小俣町湯田 83	湯田水源前フェンス	(45) 311
小俣第4	小俣町湯田 514-3	美和ロック鋼工場駐車場フェンス	(45) 312
小俣第4	小俣町湯田 553	湯田公民館前	(45) 313
小俣第4	小俣町新村 19-1	西新村公民館前	(45) 314
小俣第4	小俣町新村 427	東新村公民館前フェンス	(45) 315
小俣第4	小俣町明野 1758	北岡良治宅前	(45) 316
小俣第4	小俣町 1239-1	明野公民館駐車場	(45) 317
小俣第5	小俣町明野 1055-4	明野保険福祉会館フェンス	(46) 318
小俣第5	小俣町明野 716-2	吉田延郎宅畑ブロック塀	(46) 319
小俣第5	小俣町明野 1183	近鉄明野駅前駐車場フェンス	(46) 320

投票区名	所在地	設置場所	摘要
小俣第5	小俣町明野 685	南伊勢職業能力開発促進センター	(46) 321
小俣第5	野村町 5-3	北部公民館駐車場	(46) 322
小俣第5	小俣町明野 396	JA伊勢明野開拓出張所横	(46) 323
小俣第5	小俣町明野 418-1	明野北部公園フェンス	(46) 324
御園第1	御園町高向 1031	横浜ゴム (新高児童公園付近)	(47) 325
御園第1	御園町高向 2018	松本薬品伊勢支店様	(47) 326
御園第1	御園町高向 810	高向駐在所	(47) 327
御園第1	御園町高向 686-16	森真吾様方 (新高地区公民館前)	(47) 328
御園第2	御園町高向 2311	中村幸生様方	(48) 329
御園第2	御園町高向 2589-1	高向会所	(48) 330
御園第2	御園町高向 330-4	中村弘様方	(48) 331
御園第2	御園町高向 2491	中村逸郎様方	(48) 332
御園第2	御園町高向 2634	渡邊克三様方	(48) 333
御園第3	御園町長屋 260-1	上長屋公民館	(49) 334
御園第3	御園町長屋 1221	御園総合支所	(49) 335
御園第3	御園町長屋 1722	西村和明様方	(49) 336
御園第3	御園町長屋 2100	伊勢みそのショッピングセンター駐車場 (梅田眼鏡裏)	(49) 337
御園第3	御園町王中島 594	王中島公民館	(49) 338
御園第3	御園町王中島 87	奥野志げ子様方	(49) 339
御園第4	御園町新開 941	新開地区公民館	(50) 340

伊勢市選管告示第 33 号

当市の選挙人名簿に登録されている下記の者について、当市に住所を有しなくなり表示をしてから平成 18 年 4 月 8 日現在で 4 箇月を経過したので、選挙人名簿から抹消します。

平成 18 年 4 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 人 数

男 118 人

女 105 人

計 223 人

2 該 当 者

別紙のとおり

伊勢市選管告示第 34 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条及び第 75 条の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条、第 80 条、第 81 条及び第 86 条の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 18 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- | | | |
|---|-------------------------|----------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 | 2,205 人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 | 36,744 人 |

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 110,231 人

伊勢市選管告示第 35 号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 11 項及び第 4 条の 2 第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 18 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 18,372 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 110,231 人

伊勢市選管告示第 36 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 34 条第 1 項の規定により行う伊勢市長選挙の選挙期日を、下記のとおり定めます。

平成 18 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

1 選挙期日 平成 18 年 4 月 16 日

伊勢市選管告示第 37 号

平成 18 年 4 月 16 日執行の伊勢市長選挙の開票の事務は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条第 1 項の規定により、選挙会場において選挙会の事務と併せて行います。

平成 18 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 38 号

平成 18 年 4 月 16 日執行の伊勢市長選挙における選挙会の場所及び日時を、下記のとおり定めます。

平成 18 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

- 1 場 所 伊勢市宇治館町 510 番地
三重県営総合競技場体育館

- 2 日 時 平成 18 年 4 月 16 日（日）
午後 9 時 30 分

伊勢市選管告示第 39 号

平成 18 年 4 月 16 日執行の伊勢市長選挙における各投票区の投票所を、別紙のとおり設置します。

平成 18 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

平成18年4月16日執行予定 伊勢市長選挙投票所設置場所一覧表

投票区名	所在地	投票所の場所
進 修	宇治浦田1丁目 10-20	宇治公民館
高麗広	宇治今在家町 551	伊勢市立高麗広公民館
修道第1	桜木町 55-1	伊勢市さくらぎ保育所
修道第2	久世戸町 5	伊勢市立修道小学校体育館
明倫第1	岡本1丁目 18-21	伊勢市立明倫小学校体育館
明倫第2	岩淵1丁目 7-29	伊勢市役所本庁舎1階ホール
有緝第1	船江2丁目 2-5	伊勢市立有緝小学校体育館
有緝第2	船江2丁目 2-29	有緝幼稚園
有緝第3	船江3丁目 11-44	船江保育園
厚生第1	一之木2丁目 9-13	伊勢市一之木保育所
厚生第2	宮後2丁目 3-21	宮後町公会堂
厚生第3	宮後1丁目 9-20	伊勢市立厚生小学校体育館
早 修	常磐3丁目 8-9	伊勢市市民武道館
中島第1	二俣1丁目 2-17	伊勢市立中島小学校体育館
中島第2	中島2丁目 13-4	中島幼稚園
中島第3	辻久留3丁目 17-5	社会福祉法人三重済美学院
神 社	神社港 294- 2	伊勢市立神社小学校体育館
大 湊	大湊町1118-194	伊勢市立大湊小学校体育館
浜郷第1	神久3丁目 5-46	久志本公民館
浜郷第2	黒瀬町 1648	伊勢市立浜郷小学校体育館
浜郷第3	一色町 1682	一色町公民館
宮本第1	旭町 349	伊勢市立宮山小学校体育館
宮本第2	佐八町 2287	伊勢市立佐八小学校
豊浜第1	西豊浜町 1779	伊勢市立豊浜西小学校体育館
豊浜第2	東豊浜町 299	伊勢市立豊浜東小学校体育館
北浜第1	有滝町 2638	有滝町民会館
北浜第2	村松町 4011-1	村松町民会館
北浜第3	東大淀町 201-1	東大淀町民会館
城田第1	上地町 1478	伊勢市立城田小学校体育館
城田第2	粟野町 1540-1	伊勢市立城田中学校
四郷第1	楠部町 2484	伊勢市立四郷小学校体育館
四郷第2	朝熊町 1188	朝熊町会館
四郷第3	鹿海町 994-1	鹿海町会所
沼木第1	上野町 1215	伊勢市農村環境改善センター
沼木第2	円座町 1513	円座町自治会館
沼木第3	横輪町 294	横輪公民館
沼木第4	矢持町 416-3	農林漁業体験実習館

投票区名	所在地	投票所の場所
二見第1	二見町江 683	江コミュニティセンター
二見第2	二見町今一色 3	今一色小学校屋内運動場
二見第3	二見町茶屋 209	二見公民館
二見第4	二見町山田原 446-1	五峰保育園
小俣第1	小俣町本町 3	伊勢市小俣農村環境改善センター
小俣第2	小俣町元町 540	小俣公民館
小俣第3	小俣町相合 750	小俣中学校体育館
小俣第4	小俣町明野 1939	明野小学校体育館
小俣第5	小俣町明野 685	南伊勢職業能力開発促進センター
御菌第1	御菌町高向 686-6	新高公民館
御菌第2	御菌町高向 2589-1	高向公民館
御菌第3	御菌町長屋 1221	御菌総合支所
御菌第4	御菌町上條 1173-1	伊勢市御菌B&G海洋センター

伊勢市選管告示第 40 号

平成 18 年 4 月 16 日執行の伊勢市長選挙における期日前投票所を、下記のとおり設置します。

平成 18 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- 1 投票所 期日前投票所
- 2 場 所 伊勢市役所東庁舎 4 階第 3 会議室
二見総合支所
小俣公民館
御菌総合支所
- 3 執務を行うべき日 平成 18 年 4 月 10 日（月）～
平成 18 年 4 月 15 日（土）6 日間
- 4 執務を行うべき時間 午前 8 時 30 分～午後 8 時

伊勢市選管告示第 41 号

平成 18 年 4 月 16 日執行の伊勢市長選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額及び報酬の最高額並びに選挙運動事務員等に対する報酬の最高額を、別紙のとおり定めます。

平成 18 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

選挙運動従事者及び労務者に対する 実費弁償の最高額及び報酬の最高額	
1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額	
(1) 鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(2) 船賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(3) 車賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
(4) 宿泊料 食事料2食分 を含む。	1夜につき 12,000円
(5) 弁当料	1食につき1,000円、1日につき3,000円
(6) 茶菓料	1日につき500円
2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額	
(1) 基本日額	10,000円
(2) 超過勤務手当	1日につき基本日額の5割
3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額	
(1) 鉄道賃、船賃及び 車賃	1(1)、(2)、(3)に掲げる額
(2) 宿泊料 食事料を含ま ない。	1夜につき10,000円
4 選挙運動のために使用する事務員に対し支給することができる報酬の額	
(1) 基本日額	10,000円
(2) 超過勤務手当	支給できない
5 専ら法第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者1人及び手話通訳者1人に対し支給することができる報酬の額	
(1) 基本日額	15,000円
(2) 超過勤務手当	支給できない

伊勢市選管告示第 42 号

平成 18 年 4 月 16 日執行の伊勢市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表の方法は、伊勢市役所掲示場において行います。

平成 18 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 43 号

平成 18 年 4 月 16 日執行の伊勢市長選挙の選挙長の行う告示は、
伊勢市公告式条例によります。

平成 18 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 44 号

平成 18 年 4 月 16 日執行の伊勢市長選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成 18 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	杉木 仁	省略	森本 保治

伊勢市選管告示第 45 号

平成 18 年 4 月 16 日執行の伊勢市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びこれを代理すべき者を、別紙のとおり選任します。

平成 18 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

1 投票管理者

(1)本 庁

氏 名	職務を行うべき日
森 本 保 治	平成18年4月10日
村 田 收	平成18年4月11日
伴 野 加代子	平成18年4月12日
森 本 保 治	平成18年4月13日
村 田 收	平成18年4月14日
伴 野 加代子	平成18年4月15日

(3)小俣公民館

氏 名	職務を行うべき日
藤 原 英 生	平成18年4月10日
松 阪 一 雄	平成18年4月11日
藤 原 英 生	平成18年4月12日
松 阪 一 雄	平成18年4月13日
藤 原 英 生	平成18年4月14日
西 宮 晴 一	平成18年4月15日

(2)二見総合支所

氏 名	職務を行うべき日
増 井 一 雄	平成18年4月10日
山 中 秀 彌	平成18年4月11日
松 井 孝 彦	平成18年4月12日
増 井 一 雄	平成18年4月13日
森 井 昭 子	平成18年4月14日
中 村 龍 平	平成18年4月15日

(4)御菌総合支所

氏 名	職務を行うべき日
大 杉 昭 夫	平成18年4月10日
中 村 澄 夫	平成18年4月11日
松 月 善一郎	平成18年4月12日
西 村 貞 夫	平成18年4月13日
大 杉 昭 夫	平成18年4月14日
西 村 貞 夫	平成18年4月15日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

(1)本 庁

氏 名	職務を行うべき日
藤 田 典 彦	平成18年4月10日
廣 俊 明	平成18年4月11日
鎌 田 茂 樹	平成18年4月12日
川 端 松 五	平成18年4月13日
近 藤 知 子	平成18年4月14日
中 西 正 治	平成18年4月15日

(3)小俣公民館

氏 名	職務を行うべき日
倉 野 智 吉	平成18年4月10日
倉 野 智 吉	平成18年4月11日
倉 野 智 吉	平成18年4月12日
倉 野 智 吉	平成18年4月13日
倉 野 智 吉	平成18年4月14日
倉 野 智 吉	平成18年4月26日

(2)二見総合支所

氏 名	職務を行うべき日
三 浦 徹	平成18年4月10日
三 浦 徹	平成18年4月11日
三 浦 徹	平成18年4月12日
三 浦 徹	平成18年4月13日
三 浦 徹	平成18年4月14日
三 浦 徹	平成18年4月15日

(4)御菌総合支所

氏 名	職務を行うべき日
中 村 昌 弘	平成18年4月10日
林 步	平成18年4月11日
中 山 誠	平成18年4月12日
中 山 誠	平成18年4月13日
前 村 裕 紀	平成18年4月14日
中 村 昌 弘	平成18年4月15日

3 投票立会人

(1)本庁

氏名	氏名	職務を行うべき日
弓場保裕	東出晴夫	平成18年4月10日
加藤壽美子	篠原貞子	平成18年4月11日
奥野坦	堀井和代	平成18年4月12日
戸木田千鶴子	西村喜孝	平成18年4月13日
上野彰	西井幸吉	平成18年4月14日
信田勇	大藪記三	平成18年4月15日

(2)二見総合支所

氏名	氏名	職務を行うべき日
榎本弘子	福本光政	平成18年4月10日
山本和男	山本忠弘	平成18年4月11日
豊岡一晃	森田泰生	平成18年4月12日
榎本弘子	富岡菊夫	平成18年4月13日
福本光政	巻口龍也	平成18年4月14日
中村幸晴	小崎峰子	平成18年4月15日

(3)小俣公民館

氏名	氏名	職務を行うべき日
西中多恵子	山本拓也	平成18年4月10日
西中多恵子	松本百代	平成18年4月11日
中村宏子	川西千恵子	平成18年4月12日
中村宏子	川西千恵子	平成18年4月13日
中村宏子	松本百代	平成18年4月14日
松本和香子	米田美穂	平成18年4月15日

(4)御藪総合支所

氏名	氏名	職務を行うべき日
世古口 斎	木本浩之	平成18年4月10日
世古口 斎	木本浩之	平成18年4月11日
世古口 斎	木本浩之	平成18年4月12日
出口享子	木本浩之	平成18年4月13日
世古口 斎	木本浩之	平成18年4月14日
世古口 斎	木本浩之	平成18年4月15日

伊勢市選管告示第 46 号

平成 18 年 4 月 16 日執行の伊勢市長選挙における投票管理者及び同職務代理者を、
別紙のとおり選任します。

平成 1 8 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

平成18年4月16日執行 伊勢市長選挙投票管理者及び同職務代理者一覧表

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
進修	省略	西口 泰	省略	森本 明香
高麗広	省略	梅谷 隆継	省略	米本 武俊
修道第1	省略	村山 彰	省略	近藤 知子
修道第2	省略	池田 秀一	省略	東世古幸久
明倫第1	省略	富山 孝久	省略	岩崎 成児
明倫第2	省略	中川 清	省略	奥野 修司
有緝第1	省略	河原田 充	省略	阿竹 信一
有緝第2	省略	前村 俊和	省略	大滝 真一
有緝第3	省略	江原 博喜	省略	辻村 美貴
厚生第1	省略	北村 勇二	省略	世古口 睦
厚生第2	省略	山川 徹	省略	西山 和美
厚生第3	省略	山中 宏幸	省略	井川 貴雄
早修	省略	大橋 一彦	省略	増田研一郎
中島第1	省略	山本 幸輝	省略	西山 正裕
中島第2	省略	西川 博	省略	伊藤 元樹
中島第3	省略	太田 勝美	省略	大桑 和秀
神社	省略	岩田 正美	省略	古川 純平
大湊	省略	堀 毅	省略	吉川 智
浜郷第1	省略	石原 昭生	省略	鎌田 茂樹
浜郷第2	省略	丸山 美幸	省略	川端 松五
浜郷第3	省略	出口 昌司	省略	松井 裕一
宮本第1	省略	鳥堂 昌洋	省略	井村 明弘
宮本第2	省略	井上 晃一	省略	森田 一成
豊浜第1	省略	川面 吉弘	省略	奥野 覚
豊浜第2	省略	荒木 一彦	省略	北村 幸治
北浜第1	省略	中村 善弘	省略	日置 幸美
北浜第2	省略	大野 安道	省略	中川 雄介
北浜第3	省略	山中一五三	省略	日置 和宏
城田第1	省略	佐波 平幸	省略	谷口 久美
城田第2	省略	奥山 茂	省略	西井 清子
四郷第1	省略	岩本 昌也	省略	中内 悠介
四郷第2	省略	村上 守	省略	豊田 典久
四郷第3	省略	杉木 好子	省略	中口 尚久
沼木第1	省略	多田 重男	省略	小林 進
沼木第2	省略	鈴木 光代	省略	下村 真司
沼木第3	省略	西井 弘行	省略	山口 徹
沼木第4	省略	古布 武	省略	世古口貴行

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
二見第1	省略	山中 秀彌	省略	尾本 義則
二見第2	省略	松井 孝彦	省略	三浦 徹
二見第3	省略	増井 一雄	省略	吉居 寛典
二見第4	省略	榎本 弘子	省略	濱口 基久
小俣第1	省略	西宮 晴一	省略	中西 正夫
小俣第2	省略	倉野 公之	省略	水谷 誠
小俣第3	省略	藤原 英生	省略	松井 紀和
小俣第4	省略	鈴井 克子	省略	山神 一洋
小俣第5	省略	松阪 一雄	省略	田端 幸孝
御菌第1	省略	山下 登	省略	前村 裕紀
御菌第2	省略	松月善一郎	省略	林 歩
御菌第3	省略	世古口 齋	省略	中山 誠
御菌第4	省略	中村 浩	省略	堀畑 智男

伊勢市選管告示第 47 号

平成 18 年 4 月 16 日執行の伊勢市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、公職選挙法第 194 条第 1 項第 4 号の規定により、下記のとおり定めます。

平成 18 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

12,028,800 円

(算式・法第 194 条)

H18. 4. 8 現在

名簿登録者数	×	人数割額	+	固定額	=	計
(110,231 人)		(81 円)		(3,100,000 円)		(12,028,711 円)

支出限度額 (法定制限額)

12,028,800 円 (百円未満の端数は百円とする)

伊勢市選管告示第 48 号

平成 18 年 4 月 19 日任期満了の豊浜土地改良区総代選挙について、下記のとおり
執行します。

平成 18 年 4 月 11 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- 1 選挙期日 平成 18 年 4 月 18 日 (火)
- 2 投票時間 午前 9 時から午後 3 時まで
- 3 選挙すべき総代数 55 人

第 1 選挙区 (豊浜西工区及び有滝町、小俣町) 35 人
第 2 選挙区 (豊浜東工区及び御菌町) 20 人

伊勢市選管告示第 49 号

平成 18 年 4 月 18 日執行の豊浜土地改良区総代選挙における選挙長の行う告示は、
伊勢市公告式条例によります。

平成 18 年 4 月 11 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 50 号

平成 18 年 4 月 18 日執行の豊浜土地改良区総代選挙における候補者届出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

平成 18 年 4 月 11 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

提出場所 伊勢市西豊浜町 3044 番地
豊浜地区コミュニティセンター内
豊浜土地改良区事務所

伊勢市選管告示第 51 号

平成 18 年 4 月 18 日執行の豊浜土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成 18 年 4 月 11 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 候補者届出書

公職選挙法施行規則別記第 19 号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用します。

2 候補者辞届出書

公職選挙法施行規則別記第 16 号様式の 17 を横書きとし、これを準用します。

伊勢市選管告示第 52 号

平成 18 年 4 月 18 日執行の豊浜土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成 18 年 4 月 11 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

伊勢市選管告示第 53 号

平成 18 年 4 月 18 日執行の豊浜土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任しました。

平成 18 年 4 月 11 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

選挙区	選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1	省略	廣垣 肇	省略	奥野 輝雄
第 2	省略	古野 光春	省略	中村利平治

伊勢市選管告示第 54 号

平成 18 年 4 月 18 日執行の豊浜土地改良区総代選挙における選挙立会人を、下記
のとおり選任しました。

平成 18 年 4 月 11 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

選挙区	選 挙 立 会 人			
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1	省略	楠木 宏司	省略	藤原 善博
第 2	省略	早川 重造	省略	辻元 敏一

伊勢市選管告示第 55 号

豊浜土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり
定めます。

平成 18 年 4 月 11 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉木 仁

執

行 年

豊浜土地改良区総代選挙投票

○ 注 意

ちゅうい

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
こうほしゃ しめい らんない ひとりか
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
こうほしゃ もの しめい か

伊勢市
選挙管理
委員会印

こうほしゃしめい
候補者氏名

--

候補者名簿

伊勢市長選挙告示第1号

平成18年4月10日執行の伊勢市長選挙における候補者として、次のとおり届出があったので、公職選挙法第86条の4第11項の規定により告示します。

平成18年4月9日

伊勢市長選挙

選挙長 杉 木 仁

届出 番号	届出 日	届出 の別	候補者氏名	性別	本 籍	住 所	生年月日	党 派	職 業
1	平成18年4月9日	本人 届出	<small>むつした</small> 桑下 たかお	男	省略	省略	昭和25・7・11	無所属	自営業(建築設計)
2	平成18年4月9日	本人 届出	<small>やまなか</small> 山中 悟一	男	省略	省略	昭和7・6・16	無所属	政府の人格なき法人 外郭団体 日本興産会

平成18年4月18日執行の豊浜土地改良区総代選挙における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成18年4月12日

豊浜土地改良区総代選挙
第1選区選挙長 廣垣 肇

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	4.12	本人	おくの きちせい 奥野 吉勢	男	省略	S24. 3.15	57	無所属	団体職員
2	4.12	本人	おくの しんや 奥野 進哉	男	省略	S19. 2. 3	62	無所属	農 業
3	4.12	本人	おくの まさお 奥野 正生	男	省略	S19. 1.12	62	無所属	農 業
4	4.12	本人	おくの まさお 奥野 正男	男	省略	S18.10.14	62	無所属	農 業
5	4.12	本人	なかにし たかお 中西 孝夫	男	省略	S22. 10.3	58	無所属	農 業
6	4.12	本人	なかにし てるみ 中西 輝美	男	省略	S17. 3. 7	64	無所属	農 業
7	4.12	本人	ひおき しげる 日置 繁	男	省略	S19. 5. 7	61	無所属	農 業
8	4.12	本人	ひおき ひさかつ 日置 久克	男	省略	S19. 7.29	61	無所属	農 業
9	4.12	本人	ふじわら あきひさ 藤原 晃久	男	省略	S21.10.19	59	無所属	農 業
10	4.12	本人	ふじわら かずあき 藤原 一章	男	省略	S16. 7.28	64	無所属	団体職員
11	4.12	本人	ふじわら きよし 藤原 清司	男	省略	S16. 8. 1	64	無所属	農 業
12	4.12	本人	ふじわら ひさお 藤原 久男	男	省略	S27. 3. 1	54	無所属	農 業
13	4.12	本人	ひろがき ちようはち 廣垣 長八	男	省略	S25. 2. 1	56	無所属	農 業
14	4.12	本人	もりい よしのり 森井 義則	男	省略	S25. 4.26	55	無所属	農 業
15	4.12	本人	おおなか かずお 大仲 和男	男	省略	S25. 1.24	56	無所属	農 業
16	4.12	本人	おおなか かずし 大仲 和志	男	省略	S26. 1.17	55	無所属	農 業
17	4.12	本人	なかにし ちよういち 中西 長市	男	省略	S22. 5.27	58	無所属	農 業
18	4.12	本人	おおなか きとる 大仲 悟	男	省略	S24.10.18	56	無所属	農 業
19	4.12	本人	おおなか まさみ 大仲 正美	男	省略	S21.11.19	59	無所属	農 業
20	4.12	本人	くすき よしお 楠木 義夫	男	省略	S26. 2.15	55	無所属	農 業
21	4.12	本人	なかにし しやうじ 中西 正治	男	省略	S24.11.24	56	無所属	農 業
22	4.12	本人	ささき き 佐々木 茂人	男	省略	S33. 3. 2	48	無所属	農 業
23	4.12	本人	の ろ 野呂 勝治	男	省略	S28. 1.20	53	無所属	農 業
24	4.12	本人	ささき かずのり 佐々木 一則	男	省略	S33. 1.16	48	無所属	農 業
25	4.12	本人	ささき もとむ 佐々木 源武	男	省略	S26. 3.31	55	無所属	農 業
26	4.12	本人	の ろ 野呂 晶実	男	省略	S24.12.20	56	無所属	農 業
27	4.12	本人	すぎうら けんぞう 杉浦 健三	男	省略	S29. 1.29	52	無所属	農 業
28	4.12	本人	たばた あきら 田畑 晃	男	省略	S27. 1. 4	54	無所属	農 業
29	4.12	本人	おくやま のぼる 奥山 登	男	省略	S17. 3.20	64	無所属	農 業
30	4.12	本人	や がた こういち 矢形 耕一	男	省略	S18. 9.20	62	無所属	農 業
31	4.12	本人	や がた しずお 矢形 静男	男	省略	S18. 9.10	62	無所属	農 業
32	4.12	本人	やまもと えいすけ 山本 英輔	男	省略	S17. 7. 5	63	無所属	会社役員
33	4.12	本人	くすき はるひさ 楠木 晴久	男	省略	S24. 4.15	57	無所属	農 業
34	4.12	本人	てんぱく あきお 天白 秋男	男	省略	S 2.10.28	78	無所属	農 業
35	4.12	本人	たかはし たつじ 高橋 辰次	男	省略	S 4. 5.23	76	無所属	農 業

豊浜土改選第1選区選挙長告示第2号

平成18年4月18日執行の豊浜土地改良区総代選挙において、届出のあった候補者がその選挙における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成18年4月12日

豊浜土地改良区総代選挙

第1選挙区選挙長 廣垣 肇

豊浜土改選第1選区選挙長告示第3号

平成18年4月18日執行の豊浜土地改良区総代選挙における選挙会の日時及び場所を、
下記のとおり定めます。

平成18年4月12日

豊浜土地改良区総代選挙

第1選挙区選挙長 廣垣 肇

記

- | | | |
|---|-----|---------------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成18年4月18日（火） 午前10時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市西豊浜町3044番地
豊浜地区コミュニティセンター |

平成18年4月18日執行の豊浜土地改良区総代選挙における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成18年4月12日

豊浜土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 古野 光春

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	4.12	本人	いまい まさひろ 今井 正浩	男	省略	S16. 9. 9	64	無所属	農 業
2	4.12	本人	かわべ たかあき 河邊 孝明	男	省略	S12.12.12	68	無所属	農 業
3	4.12	本人	きたがわ いすけ 北河 伊助	男	省略	S13. 1.12	68	無所属	農 業
4	4.12	本人	とよだ まさお 豊田 政雄	男	省略	S15. 9. 6	65	無所属	農 業
5	4.12	本人	ひがしうら ひろし 東浦 弘	男	省略	S13. 8.16	67	無所属	農 業
6	4.12	本人	ひがしがわ まさかつ 東側 正勝	男	省略	S15. 8. 6	65	無所属	農 業
7	4.12	本人	おおにし いわお 大西 巖	男	省略	S17. 8.24	63	無所属	農 業
8	4.12	本人	おおにし きゅういち 大西 久一	男	省略	S11. 5.10	69	無所属	農 業
9	4.12	本人	こばやし ゆきお 小林 幸夫	男	省略	S10. 3.12	71	無所属	農 業
10	4.12	本人	なかむら たけし 中村 斌	男	省略	S11.11.28	69	無所属	農 業
11	4.12	本人	なかむら かずよし 中村 一義	男	省略	S11. 4. 5	70	無所属	農 業
12	4.12	本人	なかむら しゅうへい 中村 尚平	男	省略	S18. 6.20	62	無所属	農 業
13	4.12	本人	なかむら のぶお 中村 信男	男	省略	S17. 8. 9	63	無所属	農 業
14	4.12	本人	みなみばた ぜんべい 南端 善平	男	省略	S16. 7. 5	64	無所属	農 業
15	4.12	本人	やまだ のぶと 山田 信人	男	省略	S33. 3.16	48	無所属	農 業
16	4.12	本人	うきょう さいいちろう 右京 幸一郎	男	省略	S23.12.15	57	無所属	農 業
17	4.12	本人	うきょう ひろゆき 右京 弘行	男	省略	S35. 3.17	46	無所属	農 業
18	4.12	本人	うきょう ぶんすけ 右京 文助	男	省略	S30. 8.18	50	無所属	農 業
19	4.12	本人	さかもと ひろふみ 坂本 博文	男	省略	S23. 2.13	58	無所属	農 業
20	4.12	本人	みなみ よしお 南 義雄	男	省略	S23.10.22	57	無所属	農 業

豊浜土改選第2選区選挙長告示第2号

平成18年4月18日執行の豊浜土地改良区総代選挙において、届出のあった候補者がその選挙における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成18年4月12日

豊浜土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 古野 光春

豊浜土改選第2選区選挙長告示第3号

平成18年4月18日執行の豊浜土地改良区総代選挙における選挙会の日時及び場所を、
下記のとおり定めます。

平成18年4月12日

豊浜土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 古野 光春

記

- 1 日 時 平成18年4月18日（火） 午前10時
- 2 場 所 伊勢市西豊浜町3044番地
豊浜地区コミュニティセンター

伊勢市上下水道事業告示第 18 号

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 33 条の 2 の規定に基づき、水道料金等の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 4 月 1 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 収納に関する事務の委託をする者

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
大阪府吹田市豊津町 9 番 1 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 4 丁目 26 番 10 号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都江東区塩浜 2 丁目 20 番 1 号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地	ミニストップ株式会社
茨城県土浦市小松 2 丁目 13 番 1 号	株式会社ホットスパコンビニエンスネットワークス
神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
東京都港区六本木 1 丁目 8 番 7 号	株式会社エーエム・ピーエムジャパン

東京都中央区日本橋1丁目1番1号	国分グロースーズチェーン株式会社
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665番地1	株式会社ポプラ
札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン
愛知県名古屋市中区栄1丁目7番34号	株式会社ココストア
大阪府大阪市北区梅田3丁目2番14号	株式会社ジェイアール西日本デイリー サービスネット
熊本市流通団地2丁目11番地	株式会社エブリワン
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	株式会社電算システム

2 委託期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

伊勢市上下水道事業告示第 19 号

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 33 条の 2 の規定に基づき、下水道使用料の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 4 月 1 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 収納に関する事務の委託をする者

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
大阪府吹田市豊津町 9 番 1 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 4 丁目 26 番 10 号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都江東区塩浜 2 丁目 20 番 1 号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地	ミニストップ株式会社
茨城県土浦市小松 2 丁目 13 番 1 号	株式会社ホットスパコンビニエンスネットワークス
神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
東京都港区六本木 1 丁目 8 番 7 号	株式会社エーエム・ピーエムジャパン

東京都中央区日本橋1丁目1番1号	国分グロースーズチェーン株式会社
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665番地1	株式会社ポプラ
札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン
愛知県名古屋市中区栄1丁目7番34号	株式会社ココストア
大阪府大阪市北区梅田3丁目2番14号	株式会社ジェイアール西日本デイリー サービスネット
熊本市流通団地2丁目11番地	株式会社エブリワン
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	株式会社電算システム

2 委託期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

伊勢市上下水道事業告示第 20 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 附則第 3 項の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 18 年度賦課対象区域を定めたので告示します。

平成 18 年 4 月 3 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

平成 18 年度賦課対象区域

御菌町高向、御菌町王中島、御菌町新開及び御菌町長屋の各一部。

伊勢市上下水道事業告示第 21 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 18 年 4 月 4 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
239	ササキ工務店	伊勢市御薮町王中島 326 番地 1	平成 18 年 3 月 30 日

伊勢市上下水道事業告示第 22 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工
事の事業の廃止の届け出があったので、次のとおり告示します。

平成 18 年 4 月 4 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 1 | 事業者名 | 有限会社 大元工業 |
| 2 | 所在地 | 伊勢市黒瀬町 1237 番地 |
| 3 | 廃止年月日 | 平成 18 年 3 月 28 日 |

伊勢市上下水道事業告示第 23 号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号）第 8 条第 1 項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 4 月 11 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

指定 番号	工事店名	所在地	有効期間 満了年月日
173	東亜設備工業 株式会社	津市白塚町 4733 番地 1	平成 18 年 3 月 28 日

伊勢市上下水道事業告示第 24 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工
事の事業の廃止の届け出があったので、次のとおり告示します。

平成 18 年 4 月 13 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

- | | | |
|---|-------|----------------------|
| 1 | 事業者名 | 株式会社 宮本組 |
| 2 | 所在地 | 伊勢市辻久留 3 丁目 5 番 52 号 |
| 3 | 廃止年月日 | 平成 18 年 1 月 4 日 |

伊勢市上下水道事業告示第 25 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 18 年 4 月 13 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
241	宮本建設株式会社	伊勢市辻久留 3 丁目 5 番 52 号	平成 18 年 4 月 10 日

伊勢市上下水道事業告示第 26 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 4 月 13 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
14	有限会社 山中工務店	伊勢市小俣町湯田 511 番地 1	平成 18 年 4 月 6 日